

第2期志賀町国土強靱化地域計画



令和8年3月
志賀町

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	1
4 計画改定の進め方	2
第2章 基本目標及び基本方針	3
1 基本目標及び事前に備えるべき目標	3
2 基本方針	4
第3章 推進方針設定に向けた基本的考え方	5
1 脆弱性評価の考え方	5
2 起きてはならない最悪の事態の設定	6
第4章 リスクシナリオごとの脆弱性評価と推進方針	7
1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	7
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の 健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	21
3 必要不可欠な行政機能を確保する	37
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	40
5 経済活動を機能不全に陥らせない	46
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通網等の被害を最小限に 留めるとともに、早期に復旧させる	55
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	62
8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件 を整備する	69
第5章 計画の推進	76
1 優先的に取り組む施策	76
2 各種施策の推進と進捗管理	78

第1章 計画の概要

1 計画の趣旨

1) はじめに

平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、基本法）が公布・施行され、国では平成26年6月に「国土強靱化基本計画」（以下、国の基本計画）を策定し、令和5年7月に改定されました。

石川県においても、県の強靱化に関する取組の方向性を示す指針として、平成28年3月に「石川県強靱化計画」を策定し、令和8年3月に改定される予定です。

本町においても、大規模自然災害が発生し被害を受けた場合でも、可能な限り被害を最小化し、迅速に回復することができるよう、「強くしなやかなまち」をつくりあげるために、強靱化に関する指針となる計画として、令和3年3月に志賀町国土強靱化地域計画を策定しました。

第2期志賀町国土強靱化計画については、令和6年能登半島地震等の教訓を踏まえ、計画内容の更新を検討し、計画期間の終了に伴い改定します。

2) 国土強靱化計画とは

「防災」は、基本的には、地震や洪水などの「リスク」を特定し、「そのリスクに対する対応」をとりまとめるものです。

一方、「国土強靱化」は、あらゆるリスクを見据えつつ、どんな事が起ころうとも最悪な事態に陥る事が避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていくものです。

強靱化の計画は、あらゆる大規模自然災害等を想定しながら「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を明らかにし、最悪の事態に至らないための事前に取り組むべき施策を考えるとこのアプローチから、強靱な国づくり、地域づくり、仕組みづくりを平時から持続的に展開する、強靱化の取組の方向性・内容を取りまとめたものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条の規定に基づき、国の基本計画や石川県強靱化計画との調整を図るとともに、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、他の分野別の計画の指針となる計画です。

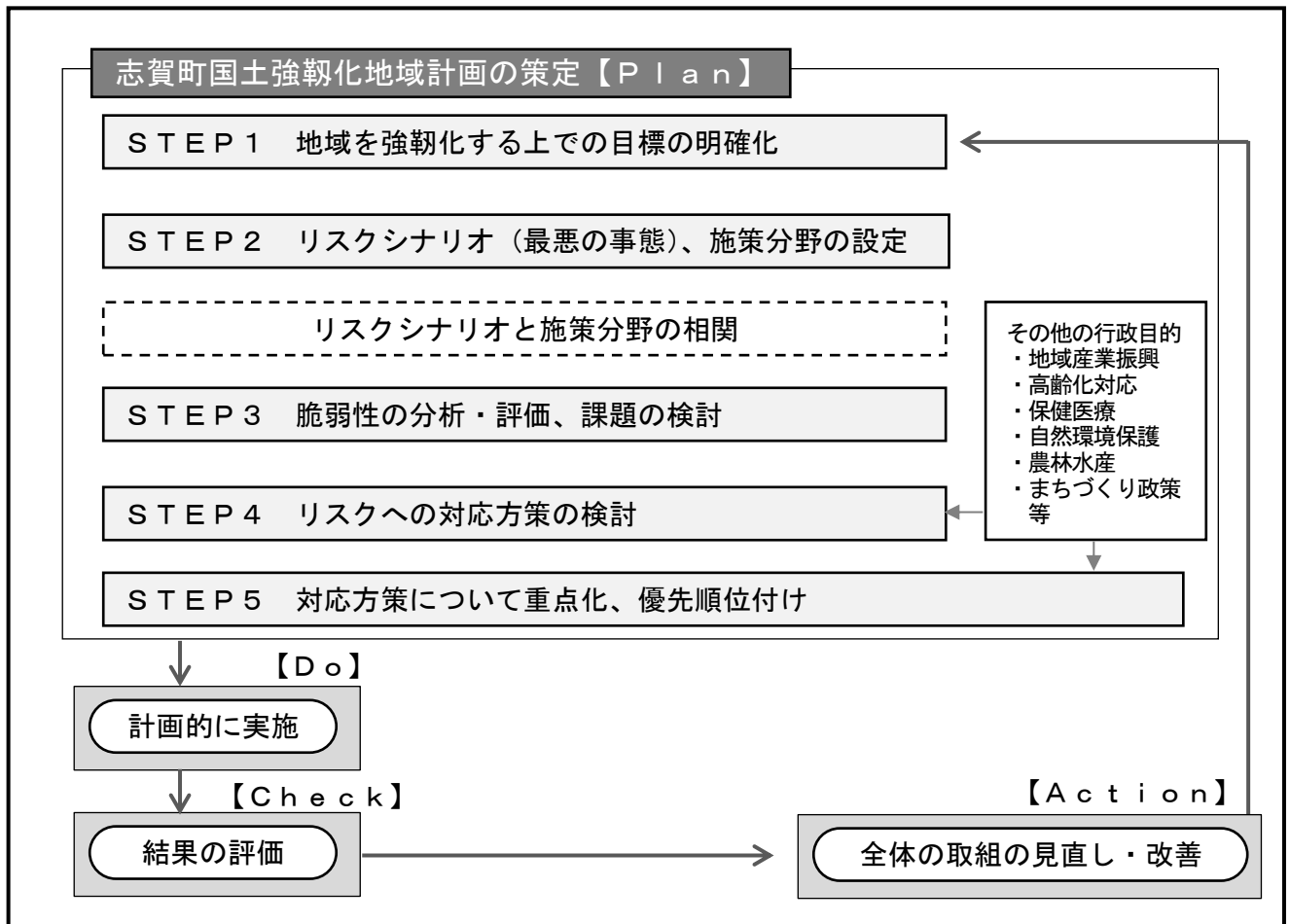
3 計画の期間

本計画の対象期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

4 計画改定の進め方

強靱化の施策を総合的・計画的に推進するため、地域計画策定に関する国の指針「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を参考に、以下の手順により改定を行います。

- STEP 1 地域を強靱化する上での目標の明確化
- STEP 2 リスクシナリオ（最悪の事態）、施策分野の設定
- STEP 3 脆弱性の分析・評価、課題の検討
- STEP 4 リスクへの対応方策の検討
- STEP 5 対応方策について重点化、優先順位付け



第2章 基本目標及び基本方針

1 基本目標及び事前に備えるべき目標

いかなる自然災害等が発生しようとも、以下の4項目を基本目標として、強靱化の取組を推進します。

【基本目標】

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

また、これらの基本目標を達成するため、事前に備えるべき目標として、以下の8項目を設定します。

【事前に備えるべき目標】

- ① あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- ③ 必要不可欠な行政機能を確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通網等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

2 基本方針

本計画では、国の基本計画や石川県強靱化計画との整合を図るため、対象とするリスクを大規模な自然災害とし、以下の基本方針のもと、本計画を策定・推進します。

- ① 本町の強靱性を損なう原因をあらゆる側面から検討する。
- ② 町内各地域の強靱化はもとより、地域の特性を踏まえつつ、地域間相互が連携・補完し合いながら、町全体の強靱化を図る。
- ③ 短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的に取り組む。
- ④ 災害リスクや地域の状況等に応じて、ハード・ソフトの組み合わせによる総合的・効果的な対策に取り組む。
- ⑤ 「自助」、「共助」からなる地域防災力の向上と「公助」の機能強化による取組の推進を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携または役割分担して取り組む。
- ⑥ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効活用される対策となるよう工夫する。
- ⑦ 人口減少等に起因する町民の需要の変化、気候変動、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、既存の社会資本を有効活用するなど、費用を縮減しつつ効果的・効率的に施策を推進する。
- ⑧ 地域において、強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境づくりに努めるとともに、「第3期志賀町創生総合戦略」に基づく人口減少対策と併せて、強靱化を推進する担い手を確保する。
- ⑨ 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮して施策を推進する。
- ⑩ 地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図る。

第3章 推進方針設定に向けた基本的考え方

1 脆弱性評価の考え方

国の基本計画、石川県強靱化計画では、基本法第17条第1項の規定に基づき、大規模自然災害等に対する脆弱性の分析・評価（以下、脆弱性評価）の結果を踏まえ、国土強靱化に必要な施策の推進方針が定められています。

本計画の策定においても、以下の手順により脆弱性評価を行い、強靱化のための推進方針を策定します。

■ 脆弱性評価の手順

① 基本目標を達成するために必要な「事前に備えるべき目標」を設定

② 事前目標の妨げとなる「起きてはならない最悪の事態」を設定

③ 最悪の事態を回避するための課題等を分析・評価（脆弱性評価）

④ 強靱化のための推進方針を検討・策定

2 起きてはならない最悪の事態の設定

国の基本計画を参考としながら、県土全体の一体的国土の強靱化を図るため、石川県強靱化計画で設定された目標及びリスクシナリオを基本としながら、本町の地域の特性を踏まえ、先に設定した8つの「事前に備えるべき目標」を達成するため、その妨げとなる34の「起きてはならない最悪の事態」＝「リスクシナリオ」を以下のように設定します。

■ 事前に備えるべき目標及びリスクシナリオ

事前に備えるべき目標		No.	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	地震に伴う密集市街地等や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う、かつ長期的な市街地等の浸水及び洪水等による多数の死傷者の発生
		1-5	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-6	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	消防、警察等の被災等による救助・救急活動等の停滞
		2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給による医療・福祉機能の麻痺
		2-6	新型コロナウイルス感染症等による避難所の機能の大幅な低下
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理や広域避難による更なる身体的・精神的負担がもたらす、多数の被災者の健康状態の悪化による災害関連死の発生
3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	町職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞
		5-2	広域交流基盤の分断による物流・人流への甚大な影響
		5-3	食料等の安定供給の停滞に伴う、町民生活・社会経済活動への甚大な影響
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通網等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	ライフライン（電気、上下水道、燃料等）の長期間・大規模にわたる機能停止
		6-2	基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-3	暴風雪や豪雪等に伴い地域交通ネットワークが分断する事態
		6-4	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全による多数の死傷者の発生
		7-3	有害化学物質の大規模拡散・流出による町土の荒廃
		7-4	農地・森林等の被害による町土の荒廃
8	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	災害対応・復旧復興等を支える人材等の不足等、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-5	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による町内経済等への甚大な影響

第4章 リスクシナリオごとの脆弱性評価と推進方針

1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

脆弱性評価

- 木造住宅の所有者に対して木造住宅の耐震診断及び改修の促進を図り、災害に強いまちづくりの推進が必要である。
- 空き家の増加に伴い、防犯・防災上や景観上の観点から、緊急に対応すべき危険度の高い物件については、適正な管理が必要である。
- 公共施設の耐震化率は、新耐震基準で建築された施設は約82%となっているが、旧耐震基準で耐震改修が未実施の施設が8.2%となっており、それらの耐震化が必要である。
- 避難場所となる公園の整備、安全に避難できる避難路の確保など、都市の防災機能の向上が必要である。
- 富来病院について、院内の各設備において転倒対策が必要である。
- 高齢者施設及び障害者施設は、災害時に自ら避難が困難な方が多く利用しており、防災体制の充実が必要である。
- 災害時に自らの判断で避難できない園児を保育しているため、保育所職員の適切な判断と行動が必要である。
- 災害ボランティア等の人材育成や、自主防災組織の強化等地域の防災力の向上を図る必要がある。
- 災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊など各関係機関との連携を推進するとともに、相互に連携した実践的な訓練を実施する必要がある。
- 町が保有・管理する公共施設等（公共建築物及びインフラ資産）について、「志賀町公共施設等総合管理計画」に基づき、適切な維持管理を行う必要がある。
- 学校施設の老朽化対策について、計画的な維持管理・更新を行っていく必要がある。
- 一時的な避難所となる都市公園・県有施設のトイレについては、災害時でも使えるオフグリッド化を図る必要がある。
- 交通安全施設の保守点検や巡回点検について、随時補修等を行っているが、交通環境の安全性及び交通安全施設の機能維持を確保するため、計画的に更新整備を図る必要がある。



推進方針

■住宅・建築物の耐震化等

- 昭和56年5月31日以前の既存木造建築物における簡易耐震診断に対して助成する。
- 耐震診断の結果、耐震性がない既存建築物の耐震設計費用や耐震改修工事費に対して補助金を交付する。
- 令和6年能登半島地震による耐震診断・耐震設計・耐震改修工事の補助制度を広く周知し、住宅の倒壊の危険性を軽減する。

■空き家対策

- 老朽化が進み放置されている空き家等について、空き家情報の登録と周知を行い、適正管理を促す。

■公共施設等の耐震化

- 耐震基準を満たしていない公共施設は耐震補強等をして維持するか、取り壊しを行う。

■市街地整備

- 市街地における交通環境を向上させ、良好な市街地形成を図るため、都市計画道路の整備を推進する。
- 都市拠点の中心市街地では、道路・公共交通、公園、下水道、防災施設などの都市基盤の整備を推進する。
- 災害時に一時避難場所となる都市公園について、施設の計画的な修繕・更新を推進する。
- 都市公園のトイレについて、災害時でも使えるオフグリッド化を検討する。

■町内病院の耐震化等

- 富来病院の建物や設備の定期的な点検、補修、更新など、適切な維持管理を行っていく。

■社会福祉施設の耐震化等

- 施設の改修工事等に対する補助金情報の提供により、整備を推進する。

■要配慮者対策

- 避難の方法を職員全員が熟知し、避難訓練を定期的実施する。
- 地域住民、自主防災組織等と平時から顔の見える関係を構築し、災害時の連携体制を確立する。
- 住民に対する災害時のメンタルヘルスに関する知識の普及・啓発を行うとともに、支援が必要な精神障害者等要配慮者に関する情報の把握に努める。

■防災人材の育成及び自主防災組織の強化

- 地域の防災力を高めるため、災害ボランティア等の育成、スキルアップとともに、自主防災組織のリーダーとなる防災士の育成を図る。
- 各市町の自主防災組織や防災士会が相互に連携できるような関係の構築を支援するよう努める。

■防災関連機関との連携強化

- 応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊、ライフライン事業者など各関係機関との連携を推進するとともに、相互に連携した実践的な訓練を実施する。

■公共施設等の総合管理

- 「志賀町公共施設等総合管理計画」に基づき、町が保有・管理する公共施設等（公共建築物及びインフラ資産）について、適切な維持管理と計画的な修繕を行う。

■ 学校施設の維持管理

○学校施設について、定期的に点検を実施するとともに損傷や劣化状況を把握し、必要に応じて速やかに修理や修繕を行い、施設の長寿命化を図る。

■ 公園施設の維持管理

○都市公園・県有施設のトイレについては、オフグリッドトイレの導入を検討する。

■ 交通安全施設の維持管理

○交通安全施設について、メンテナンスサイクルを構築するなど、継続的な点検及び計画的な更新整備を推進する。

■ リスクシナリオ 1－1 に対する目標の設定

重要業績指標（KPI）	現状値 （R6）	目標値 （R12）
簡易耐震診断実施数（累計）	52 件	55 件
耐震改修補助金交付件数（累計）	10 件	12 件
令和6年能登半島地震による耐震診断・耐震設計・耐震改修工事 補助件数（累計）	70 件	300 件
老朽空き家助成事業補助件数	0 件	5 件
都市計画道路整備率	49.0%	50.0%
防災士登録者総数	339 人	390 人
自主防災組織総数	40 組織	50 組織

1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-2 地震に伴う密集市街地や不特定多数が集まる施設等における大規模火災による多数の死傷者の発生

脆弱性評価

- 災害発生時に迅速かつ的確に消火・救急・救助活動が地域ごとに行えるよう、消防組織の充実強化などによる全町的な消防力の向上が必要である。
- 団員数や担い手世代の減少、社会経済情勢の変化など、消防団を取り巻く環境は変化していくと見込まれるため、消防団の活動を持続可能にする新たな体制づくりの検討が必要である。
- 発災直後から被災地における医療・福祉機能をはじめ、被災者の生命にかかわる食料や物資等の供給が麻痺、停滞することのないよう、他市町村、医療機関、各種民間企業等との応援協定の強化を図っていく必要がある。
- 災害ボランティア等の人材育成や、自主防災組織の強化等地域の防災力の向上を図る必要がある。(再掲)
- 災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊など各関係機関との連携を推進するとともに、相互に連携した実践的な訓練を実施する必要がある。(再掲)



推進方針

- 消防団の充実強化及び消防力の整備充実
 - 消防団の消火活動に必要な設備等の整備を行うなど、消防団の機能強化を図る。
 - 多様化する災害を受け、女性消防団員を登用し、女性ならではの視点や考えを取り入れることで消防力の向上を図る。
 - 定数の見直しや組織の再編、活動内容の見直しなど、時代に即した柔軟な対応を図る。
- 災害時応援協定の強化
 - 被災地における迅速な救助・救急、医療活動をはじめ、被災者の生命を守り、安全・安心な避難生活の確保及びライフライン等の迅速な復旧・復興が実行されるよう、災害時応援協定の拡充を図る。
 - 応援医療従事者等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援医療従事者等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。
- 防災人材の育成及び自主防災組織の強化（再掲）
 - 地域の防災力を高めるため、災害ボランティア等の育成、スキルアップとともに、自主防災組織のリーダーとなる防災士の育成を図る。
 - 各市町の自主防災組織や防災士会が相互に連携できるような関係の構築を支援するよう努める。
- 防災関連機関との連携強化（再掲）
 - 応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊、ライフライン事業者など各関係機関との連携を推進するとともに、相互に連携した実践的な訓練を実施する。

■ リスクシナリオ１－２に対する目標の設定

重要業績指標（K P I）	現状値 （R 6）	目標値 （R12）
消防団員数	283 人	270 人
防災士登録者総数（再掲）	336 人	390 人
自主防災組織総数（再掲）	40 組織	50 組織

1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1－3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

脆弱性評価

- 津波発生時の避難対策に不可欠な津波避難計画を策定するとともに、今後、必要に応じてハザードマップや避難計画の見直しを促す必要がある。
- 避難行動を速やかにとれるよう、避難方法の周知、避難路・避難場所の安全性の確認や、実践的な避難訓練を行うことにより、適切な避難行動の周知徹底を図る必要がある。
- 発災直後から被災地における医療・福祉機能をはじめ、被災者の生命にかかわる食料や物資等の供給が麻痺、停滞することのないよう、他市町村、医療機関、各種民間企業等との応援協定の強化を図っていく必要がある。（再掲）
- 富来病院周辺には河川や海があり、河川の道路高（堤防高）は4.3mで、津波の発生及び河川が氾濫した場合の患者の移動対応が必要である。
- 停電時は各家庭においてテレビ（しかちゃん）が見られない。
- 災害発生時のインターネット環境は、基地局の破損・停電や通信制限等により利用できない可能性がある。
- スマートフォンを所持していない人に対する情報伝達手段を構築する必要がある。
- 避難所等にはテレビ（しかちゃん）でしか伝達手段がない。
- 海岸護岸の多くは昭和30年代以降に整備されたものであり、老朽化した施設が急増することが予想されるため、計画的に維持管理を行う必要がある。
- 災害ボランティア等の人材育成や、自主防災組織の強化等地域の防災力の向上を図る必要がある。（再掲）
- 災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊など各関係機関との連携を推進するとともに、相互に連携した実践的な訓練を実施する必要がある。（再掲）



推進方針

■津波避難体制の整備

- 津波避難計画を策定するとともに、日本海側最大クラスに相当する新たな津波浸水想定を踏まえ、必要に応じて、現行の津波ハザードマップや避難計画の見直しを促進する。
- 避難行動を速やかにとれるよう、避難方法の周知、避難路・避難場所の安全性の確認や、実践的な避難訓練を行うことにより、適切な避難行動の周知徹底を図る。
- 最低3日分、できれば1週間分の食品、飲料水、携帯トイレ等の家庭内備蓄を促進する。

■ 災害時応援協定の強化（再掲）

- 被災地における迅速な救助・救急、医療活動をはじめ、被災者の生命を守り、安全・安心な避難生活の確保及びライフライン等の迅速な復旧・復興が実行されるよう、災害時応援協定の拡充を図る。
- 応援医療従事者等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援医療従事者等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

■ 富来病院における津波対策

- 津波を11mと想定した場合、患者を3階（標高11m）又は屋上（14.9m）へ移動させる。
- 河川の氾濫で浸水深を道路高と同じ4.3mと想定した場合、病棟（2階床）までの高さは4.5mであることから、外来患者を2階又は3階へ移動させる訓練を実施する。

■ 町民等への災害情報の伝達

- 防災行政無線は天候不良などの状況により、放送が鳴らないことが度々あるため、情報の不達がないよう有線化する。また、バックアップ設備として無線も維持していく。
- 無線機器については、経年劣化により故障しているものもあるため、修繕を行う。
- 防災無線子局の柱、アンテナ、スピーカーについては、故障個所を順次修繕し、更新も実施する。
- バックアップ用の無線設備は旧式のため、新たな方式で構築するか、別の方式に切り替えるか検討する。

■ 海岸保全施設の計画的維持管理

- 町が管理する漁港海岸保全施設について、長寿命化計画を策定し、計画的に維持管理を行い、津波等による浸水被害等の防止・軽減を図る。

■ 防災人材の育成及び自主防災組織の強化（再掲）

- 地域の防災力を高めるため、災害ボランティア等の育成、スキルアップとともに、自主防災組織のリーダーとなる防災士の育成を図る。
- 各市町の自主防災組織や防災士会が相互に連携できるような関係の構築を支援するよう努める。

■ 防災関連機関との連携強化（再掲）

- 応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊、ライフライン事業者など各関係機関との連携を推進するとともに、相互に連携した実践的な訓練を実施する。

■ リスクシナリオ1－3に対する目標の設定

重要業績指標（KPI）	現状値 （R6）	目標値 （R12）
情報発信多重化システム登録者割合	68%	100%
漁港海岸保全施設長寿命化計画の策定	未策定	策定済
防災士登録者総数（再掲）	336人	390人
自主防災組織総数（再掲）	40組織	50組織

1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1－4 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う、かつ長期的な市街地等の浸水及び洪水等による多数の死傷者の発生

脆弱性評価

- 発災直後から被災地における医療・福祉機能をはじめ、被災者の生命にかかわる食料や物資等の供給が麻痺、停滞することのないよう、他市町村、医療機関、各種民間企業等との応援協定の強化を図っていく必要がある。（再掲）
- 近年、全国的にも見られるゲリラ豪雨や台風時の豪雨に伴う洪水等の発生状況を踏まえ、浸水や洪水から町民の命を守るための対策が必要である。
- 内水による洪水を想定したハザードマップの作成等により、内水から町民の命を守るための対策が必要である。
- 災害時に自らの判断で避難できない園児を保育しているため、保育所職員の適切な判断と行動が必要である。（再掲）
- 気候変動の影響等による集中豪雨の頻発化等により、既存水路の排水機能超過による浸水被害が多発化・規模増大しており、整備が必要である。
- 停電時は各家庭においてテレビ（しかちゃん）が見られない。（再掲）
- 災害発生時のインターネット環境は、基地局の破損・停電や通信制限等により利用できない可能性がある。（再掲）
- スマートフォンを所持していない人に対する情報伝達手段を構築する必要がある。（再掲）
- 避難所等にはテレビ（しかちゃん）でしか伝達手段がない。（再掲）
- 未改修河川においては、局地的な豪雨の増加に伴い、増水による浸水被害が各所で発生しており、整備が必要である。
- 浸水被害の多い標高が低い地域や、浸水被害実績の多い河川等の改修を行い、ハード対策を実施するとともに、ソフト対策の充実を図る必要がある。
- 災害ボランティア等の人材育成や、自主防災組織の強化等地域の防災力の向上を図る必要がある。（再掲）
- 災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊など各関係機関との連携を推進するとともに、相互に連携した実践的な訓練を実施する必要がある。（再掲）
- 海岸護岸の多くは昭和30年代以降に整備されたものであり、老朽化した施設が急増することが予想されるため、計画的に維持管理を行う必要がある。



推進方針

■ 災害時応援協定の強化（再掲）

- 被災地における迅速な救助・救急、医療活動をはじめ、被災者の生命を守り、安全・安心な避難生活の確保及びライフライン等の迅速な復旧・復興が実行されるよう、災害時応援協定の拡充を図る。
- 応援医療従事者等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援医療従事者等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

■河川氾濫対策

- 都市化の進展による遊水機能の減少や山間部の開発等による河川の負荷増大と、これまでの浸水被害等を踏まえ、河川管理者による浚渫工事を推進する。
- 内水ハザードマップを作成し、浸水被害を軽減するための対策を推進する。

■内水対策

- 内水ハザードマップを作成し、浸水被害を軽減するための対策を推進する。

■要配慮者対策（再掲）

- 避難の方法を職員全員が熟知し、訓練を定期的実施する。
- 地域住民、自主防災組織等と平時から顔の見える関係を構築し、災害時の連携体制を確立する。
- 住民に対する災害時のメンタルヘルスに関する知識の普及・啓発を行うとともに、支援が必要な精神障害者等要配慮者に関する情報の把握に努める。

■浸水対策に係る下水道整備等

- 防災、河川部局と連携調整した上で、改善すべき排水区域において、重点的に浸水対策に係る下水道整備等を推進する。

■町民等への災害情報の伝達（再掲）

- 防災行政無線は天候不良などの状況により、放送が鳴らないことが度々ある。このため、情報の不達がないよう有線化する。また、バックアップ設備として無線も維持していく。
- 無線機器については、経年劣化により故障しているものもあるため、修繕を行う。
- 防災無線子局の柱、アンテナ、スピーカーについては、故障個所を順次修繕し、更新も実施する。
- バックアップ用の無線設備は旧式のため、新たな方式で構築するか、別の方式に切り替えるか検討する。

■河川管理施設・海岸保全施設の整備

- 海岸保全では、海岸侵食の防止や、波の穏やかな美しい海域の維持に取り組む。
- 二級河川の改修や即効性がある河川の堆積土砂の除去を推進する。

■総合的な治水対策

- 浸水被害の実績が多い河川や市街地を流下する河川等について、改修を行い、ハード対策を実施する。
- 水害ハザードマップを作成し、浸水被害を軽減するための対策を推進する。

■防災人材の育成及び自主防災組織の強化（再掲）

- 地域の防災力を高めるため、災害ボランティア等の育成、スキルアップとともに、自主防災組織のリーダーとなる防災士の育成を図る。
- 各市町の自主防災組織や防災士会が相互に連携できるような関係の構築を支援するよう努める。

■防災関連機関との連携強化（再掲）

- 応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊、ライフライン事業者など各関係機関との連携を推進するとともに、相互に連携した実践的な訓練を実施する。

■河川管理施設・海岸保全施設の維持管理

- 海岸保全施設について、長寿命化計画を策定し、計画的に維持管理を行う。
- 河川管理施設について、計画的に維持管理を行う。
- 令和6年能登半島地震により被災した施設の早期復旧を行う。

■ リスクシナリオ１－４に対する目標の設定

重要業績指標（KPI）	現状値 （R6）	目標値 （R12）
浚渫河川数	30	45
浸水対策達成率（下水道処理区域ベース） （整備済面積÷整備予定面積×100）	75%	100%
内水ハザードマップの作成	未策定	策定済
漁港海岸保全施設長寿命化計画の策定（再掲）	未策定	策定済
防災士登録者総数（再掲）	336人	390人
自主防災組織総数（再掲）	40組織	50組織

1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1－5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

脆弱性評価

- 発災直後から被災地における医療・福祉機能をはじめ、被災者の生命にかかわる食料や物資等の供給が麻痺、停滞することのないよう、他市町村、医療機関、各種民間企業等との応援協定の強化を図っていく必要がある。（再掲）
- 停電時は各家庭においてテレビ（しかちゃん）が見られない。（再掲）
- 災害発生時のインターネット環境は、基地局の破損・停電や通信制限等により利用できない可能性がある。（再掲）
- スマートフォンを所持していない人に対する情報伝達手段を構築する必要がある。（再掲）
- 避難所等にはテレビ（しかちゃん）でしか伝達手段がない。（再掲）
- 人工林の半数が一般的な主伐期である50年を超えており、森林が荒廃し、台風・豪雨による土砂災害等で多大な被害を受ける恐れがあるため、資源を有効活用すると同時に、循環利用に向けて計画的に再造林することが必要である。
- 土砂災害の恐れがある地域について、緊急性の高い箇所から優先的に整備を進める必要がある。
- ため池の老朽化が進行しており、整備が必要である。
- 災害ボランティア等の人材育成や、自主防災組織の強化等地域の防災力の向上を図る必要がある。（再掲）
- 災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊など各関係機関との連携を推進するとともに、相互に連携した実践的な訓練を実施する必要がある。（再掲）



推進方針

- 災害時応援協定の強化（再掲）
 - 被災地における迅速な救助・救急、医療活動をはじめ、被災者の生命を守り、安全・安心な避難生活の確保及びライフライン等の迅速な復旧・復興が実行されるよう、災害時応援協定の拡充を図る。
 - 応援医療従事者等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援医療従事者等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。
- 町民等への災害情報の伝達（再掲）
 - 防災行政無線は天候不良などの状況により、放送が鳴らないことが度々ある。このため、情報の不達がないよう有線化する。また、バックアップ設備として無線も維持していく。
 - 無線機器については、経年劣化により故障しているものもあるため、修繕を行う。
 - 防災無線子局の柱、アンテナ、スピーカーについては、故障個所を順次修繕し、更新も実施する。
 - バックアップ用の無線設備は旧式のため、新たな方式で構築するか、別の方式に切り替えるか検討する。

■ 災害に強い森林づくり

- 森林の多面的機能の持続可能な発揮を図るため、人工林の針広混交林化や間伐、製材等の需要拡大による森林資源の利活用や低コストで安定的な県産材供給体制の整備を図る。
- 鳥獣害対策の徹底を通じて、森林の整備を計画的に推進し、豊かな森づくりと健全な森林の維持を図る。
- 災害に強い森林づくりの推進等に当たっては、「志賀町森林環境譲与税基金」等を有効に活用しながら実施する。

■ 総合的な土砂災害対策

- 自然災害による被害を最小限に抑え、住民の安全・安心な生活を守るため、自然環境に配慮しつつ、急傾斜地等における土砂災害対策を推進する。
- 避難路や緊急輸送道路、要配慮者利用施設がある土砂災害警戒区域等において、優先的にハード整備を推進する。
- 防災拠点の機能を確保するため、拠点となる公共施設等及びその周辺において、土砂災害対策を推進する。

■ ため池の整備

- ため池整備事業等により、ほ場への安定的な水源確保を図るとともに、防災機能の強化を図る。

■ 防災人材の育成及び自主防災組織の強化（再掲）

- 地域の防災力を高めるため、災害ボランティア等の育成、スキルアップとともに、自主防災組織のリーダーとなる防災士の育成を図る。
- 各市町の自主防災組織や防災士会が相互に連携できるような関係の構築を支援するよう努める。

■ 防災関連機関との連携強化（再掲）

- 応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊、ライフライン事業者など各関係機関との連携を推進するとともに、相互に連携した実践的な訓練を実施する。

■ リスクシナリオ１－５に対する目標の設定

重要業績指標（KPI）	現状値 （R6）	目標値 （R12）
情報発信多重化システム登録者割合（再掲）	68%	100%
人工林間伐量（*）森林環境譲与税を活用したもの	1.2ha	10.0ha
防災士登録者総数（再掲）	336人	390人
自主防災組織総数（再掲）	40組織	50組織

1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1－6 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

脆弱性評価

- 孤立が予想される地域の連絡体制の強化が必要である。
- 発災直後から被災地における医療・福祉機能をはじめ、被災者の生命にかかわる食料や物資等の供給が麻痺、停滞することのないよう、他市町村、医療機関、各種民間企業等との応援協定の強化を図っていく必要がある。（再掲）
- 停電時は各家庭においてテレビ（しかちゃん）が見られない。（再掲）
- 災害発生時のインターネット環境は、基地局の破損・停電や通信制限等により利用できない可能性がある。（再掲）
- スマートフォンを所持していない人に対する情報伝達手段を構築する必要がある。（再掲）
- 避難所等にはテレビ（しかちゃん）でしか伝達手段がない。（再掲）
- 冬期間における生活道路交通の確保、及び住民生活の安定と町の産業振興を図るため除雪体制を維持する必要がある。
- 災害ボランティア等の人材育成や、自主防災組織の強化等地域の防災力の向上を図る必要がある。（再掲）
- 災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊など各関係機関との連携を推進するとともに、相互に連携した実践的な訓練を実施する必要がある。（再掲）



推進方針

■孤立集落への迅速な対応の実施

- 孤立集落の被災状況が確認された際に、迅速な救助や救援が行えるよう関係機関と事前に調整を図る。

■災害時応援協定の強化（再掲）

- 被災地における迅速な救助・救急、医療活動をはじめ、被災者の生命を守り、安全・安心な避難生活の確保及びライフライン等の迅速な復旧・復興が実行されるよう、災害時応援協定の拡充を図る。
- 応援医療従事者等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援医療従事者等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

■町民等への災害情報の伝達（再掲）

- 防災行政無線は天候不良などの状況により、放送が鳴らないことが度々ある。このため、情報の不達がないよう有線化する。また、バックアップ設備として無線も維持していく。
- 無線機器については、経年劣化により故障しているものもあるため、修繕を行う。
- 防災無線子局の柱、アンテナ、スピーカーについては、故障個所を順次修繕し、更新も実施する。
- バックアップ用の無線設備は旧式のため、新たな方式で構築するか、別の方式に切り替えるか検討する。

■大雪に必要な除雪体制の確保

- 通学路をはじめとした生活道路の機能性・安全性の向上を図るため、消融雪施設の整備を推進する。
- 除雪機械の計画的な更新を図るとともに、民間の除雪業者の支援を継続的に行うなど、大雪に必要な除雪体制を確保する。
- 消融雪施設の整備や老朽化した施設の更新を図り、冬期間の道路交通を確保する。

■防災人材の育成及び自主防災組織の強化（再掲）

- 地域の防災力を高めるため、災害ボランティア等の育成、スキルアップとともに、自主防災組織のリーダーとなる防災士の育成を図る。
- 各市町の自主防災組織や防災士会が相互に連携できるような関係の構築を支援するよう努める。

■防災関連機関との連携強化（再掲）

- 応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊、ライフライン事業者など各関係機関との連携を推進するとともに、相互に連携した実践的な訓練を実施する。

■リスクシナリオ１－６に対する目標の設定

重要業績指標（KPI）	現状値 （R6）	目標値 （R12）
情報発信多重化システム登録者割合（再掲）	68%	100%
融雪施設の整備延長	13,854km	14,500km
防災士登録者総数（再掲）	336人	390人
自主防災組織総数（再掲）	40組織	50組織

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

脆弱性評価

- 災害時において応援協定等が確実に機能するよう、平時から連絡や訓練を行う必要がある。
- 家庭等における備蓄について、3日分以上の備蓄が奨励されていることから、自主的な備蓄の促進に向けた啓発に引き続き取り組むとともに、非常用物資の備蓄や、民間企業と連携した備蓄体制の強化に取り組む必要がある。
- 避難生活に必要な物資の備蓄については、県の地震被害想定を基に想定し得る最大規模の災害における想定避難者数（自主避難者や在宅避難者、車中泊避難者等を含む）と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努める必要がある。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮する必要がある。
- 主要構造物や管路において耐震化や老朽化対策が必要である。
- 洪水等による機能不全の危険性に応じた施設の耐水化と業務継続の計画が必要である。
- 災害時において生命の維持に欠かせない水を供給する応急給水体制の整備が必要である。
- 役場本庁舎は自家発電の燃料にA重油、富来支所は軽油を使用しているため備蓄が必要である。
- 発災時において電話等による避難や救助連絡、安否連絡などの情報伝達が滞りなく行えるよう対策を講じる必要がある。
- 発災時の電力・情報通信の不通を迅速に回復する必要がある。
- 建設後50年を経過した道路、トンネルや橋梁について、老朽化対策を推進する必要がある。
- 子どもや高齢者をはじめ、全ての人が利用しやすいよう、歩行者や自転車が安全で快適に移動できる道路環境を整備する必要がある。
- 救急活動や支援物資等の輸送を担う緊急輸送道路など信頼性の高い道路ネットワークを構築することが防災・減災の観点からも必要である。
- 発災直後から被災地における医療・福祉機能をはじめ、被災者の生命にかかわる食料や物資等の供給が麻痺、停滞することのないよう、他市町村、医療機関、各種民間企業等との応援協定の強化を図っていく必要がある。（再掲）
- 町民の生命を守るため、また衛生的な環境を維持するために必要不可欠な上下水道施設について、適切かつ計画的な維持管理が必要である。



推進方針

■ 支援物資等の供給体制の充実・強化

- 生活必需物資や医療救護、緊急救援など災害時における民間事業者等との応援協定等が災害時において確実に機能するよう、平時から連絡や訓練を実施する。

■ 非常用物資の備蓄

- 家庭等における非常用物資の備蓄について、自主的な備蓄の促進に向けた啓発を推進するとともに、民間企業との連携した備蓄体制の強化に取り組む。
- 避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ等、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとする。

■ 上下水道施設の耐震化等

- 耐震化や老朽化更新は経営戦略等に基づき計画的に推進する。
- ハザードマップ等による浸水想定に基づき、施設の耐水化を推進する。
- あらゆる危険性に備え、業務継続計画（BCP）を策定更新し、必要な対策を推進する。

■ 給水対策の強化

- 各種資機材の整備等による応急給水体制の整備や広域的な応援体制の構築を図る。

■ 石油等の燃料確保

- 災害発生時にも役場本庁舎、富来支所の電源を確保するため、自家発電の燃料となるA重油、軽油を十分確保する。

■ 電力・通信事業者との連携強化

- 発災時の情報伝達が滞りなく行えるよう、また、電力・情報通信の不通を迅速に回復できるよう電力・通信事業者との連携強化を図る。

■ 緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築

- 人口減少時代を見据え、必要性や優先度を見極めながら、本町の道路網の整備を推進する。
- 道路を住民が安心して利用し続けることができるよう、適切な点検による現状確認や必要に応じて適切な長寿命化対策を推進する。
- 令和6年能登半島地震により被災した施設の早期復旧を行う。

■ 緊急輸送路の防災・減災対策

- 主要道路や地域交通ネットワーク機能を補完する道路整備を推進する。
- 緊急輸送道路において、橋梁の耐震補強や道路法面の落石対策等を推進する。
- 令和6年能登半島地震により被災した施設の早期復旧を行う。

■ 災害時応援協定の強化（再掲）

- 被災地における迅速な救助・救急、医療活動をはじめ、被災者の生命を守り、安全・安心な避難生活の確保及びライフライン等の迅速な復旧・復興が実行されるよう、災害時応援協定の拡充を図る。
- 応援医療従事者等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援医療従事者等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

■ 上下水道施設の維持管理

- 上下水道施設について、ストックマネジメント計画等に基づく計画的な維持管理・更新を推進する。

■ リスクシナリオ 2-1 に対する目標の設定

重要業績指標（KPI）	現状値（R6）	目標値（R12）
上下水道業務継続計画（BCP）の策定	一部策定	策定済
都市計画道路整備率（再掲）	49.0%	50.0%
町道の改良率	47.5%	47.5%
配水池耐震化率（※上水道有効容量ベース） （耐震化配水池÷総配水池×100）	44%	62%
水道基幹管路耐震化率 （耐震適合基幹管路÷総基幹管路×100）	13%	17%

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

脆弱性評価

- 建設後50年を経過した道路、トンネルや橋梁について、老朽化対策を推進する必要がある。(再掲)
- 子どもや高齢者をはじめ、全ての人が利用しやすいよう、歩行者や自転車が安全で快適に移動できる道路環境を整備する必要がある。(再掲)
- 救急活動や支援物資等の輸送を担う緊急輸送道路など信頼性の高い道路ネットワークを構築することが防災・減災の観点からも必要である。(再掲)
- 大規模災害により緊急輸送路が使用困難な箇所が発生し、迅速な救助・救急、医療活動に支障を来すことも想定されることから、それを補完する輸送ルートとしての町道の整備を促進する必要がある。
- 山間地は道路網が脆弱なため、災害発生時に道路が寸断されると孤立集落が発生する可能性があることから、複数の輸送ルートの確保を図るため、緊急輸送道路の迂回路となり得る農道・林道の整備を促進する必要がある。
- 農道・林道については、迂回路となる路線もあり、機能低下による輸送ネットワークの分断を防ぐためにも、適正な維持管理を行っていく必要がある。
- 除雪作業を請け負う建設事業者の保有除雪機械が老朽化し、安定的な除雪体制の維持の低下が懸念されており、これを踏まえた総合的な対策が必要である。
- 狭い道路において円滑な除雪を実施するため、消融雪施設の整備や老朽化した施設の更新を行う必要がある。
- 土砂災害の恐れがある地域について、緊急性の高い箇所から優先的に整備を進める必要がある。(再掲)
- 発災直後から被災地における医療・福祉機能をはじめ、被災者の生命にかかわる食料や物資等の供給が麻痺、停滞することのないよう、他市町村、医療機関、各種民間企業等との応援協定の強化を図っていく必要がある。(再掲)
- 橋梁やトンネル等の道路施設の老朽化対策について、維持補修等必要な取組を進めているが、道路ネットワークを確実に確保するため、引き続き、長寿命化計画等に基づき、計画的な点検や更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。
- 農道・林道については、山間地等の迂回路となる路線もあり、災害時においては、避難路や複数の輸送ルートを確保する必要があるが、施設の老朽化が課題となっていることから、施設の点検・診断を実施して長寿命化対策を進め、機能低下による輸送ネットワークの分断を防ぎ、適正な維持管理を行っていく必要がある。



推進方針

- 緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築 (再掲)
 - 人口減少時代を見据え、必要性や優先度を見極めながら、本町の道路網の整備を推進する。
 - 道路を住民が安心して利用し続けることができるよう、適切な点検による現状確認や必要に応じて適切な長寿命化対策を推進する。
 - 令和6年能登半島地震により被災した施設の早期復旧を行う。

■緊急輸送路の防災・減災対策（再掲）

- 主要道路や地域交通ネットワーク機能を補完する道路整備を推進する。
- 緊急輸送道路において、橋梁の耐震補強や道路法面の落石対策等を推進する。
- 令和6年能登半島地震により被災した施設の早期復旧を行う。

■町道整備

- 緊急輸送路に被害が生じても、迅速な救助・救急、医療活動を行えるよう、それを補完する輸送ルートとしての町道の整備を推進する。

■農道・林道の整備

- 山間部における孤立集落の発生を防止するため、地域交通ネットワークの機能を補完し、迂回路となり得る農道・林道の整備を推進する。
- 農道・林道、それらの橋梁等について、定期的に点検し、個別施設計画に基づく計画的な補修・更新による適切な維持管理を行う。

■大雪対策

- 除雪機械の計画的な更新を図るとともに、民間の除雪業者の支援を継続的に行うなど、大雪に必要な除雪体制を確保する。
- 消融雪施設の整備や老朽化した施設の更新を図り、冬期間の道路交通を確保する。

■総合的な土砂災害対策（再掲）

- 自然災害による被害を最小限に抑え、住民の安全・安心な生活を守るため、自然環境に配慮しつつ、急傾斜地等における土砂災害対策を推進する。
- 避難路や緊急輸送道路、要配慮者利用施設がある土砂災害警戒区域等において、優先的にハード整備を推進する。
- 防災拠点の機能を確保するため、拠点となる公共施設等及びその周辺において、土砂災害対策を推進する。

■災害時応援協定の強化（再掲）

- 被災地における迅速な救助・救急、医療活動をはじめ、被災者の生命を守り、安全・安心な避難生活の確保及びライフライン等の迅速な復旧・復興が実行されるよう、災害時応援協定の拡充を図る。
- 応援医療従事者等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援医療従事者等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

■道路施設の維持管理

- 橋梁やトンネル等の道路施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき、計画的な点検や補修・更新を行い、施設の適切な維持管理を実施する。

■農道・林道の維持管理

- 農道・林道について、管理者による点検・診断を実施し、長寿命化計画等に基づく計画的な補修・更新への取組を推進する。

■ リスクシナリオ 2－2 に対する目標の設定

重要業績指標（KPI）	現状値 （R6）	目標値 （R12）
都市計画道路整備率（再掲）	49.0%	50.0%
町道の改良率（再掲）	47.5%	47.5%
融雪施設の整備延長（再掲）	13,854km	14,263km
防災士登録者総数（再掲）	336人	390人
自主防災組織総数（再掲）	40組織	50組織

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-3 消防、警察等の被災等による救助・救急活動等の停滞

脆弱性評価

- 大規模災害発生時には町単独での救助・救急活動は困難な場合が想定されることから、県や周辺自治体との連携を強化する必要がある。
- 大規模災害発生時における関係機関相互の情報共有体制を確立する必要がある。
- 災害発生時に迅速かつ的確に消火・救急・救助活動が地域ごとに行えるよう、消防組織の充実強化などによる全町的な消防力の向上が必要である。(再掲)
- 今後、団員数や担い手世代の減少、社会経済情勢の変化など、消防団を取り巻く環境は変化していくと見込まれる。よって、消防団の活動を持続可能にするためには、新たな体制づくりの検討が必要となる。(再掲)
- 複雑化・多様化する各種災害や救急救助に迅速かつ適切に対処できる消防防災体制の整備に取り組む必要がある。
- 障がいや身体機能の低下がある要支援者の避難行動を支援するため、要配慮者名簿を毎年更新し、民生・児童委員に提供し、地域の見守りや支援体制の構築に努めているが、個別支援計画が未作成となっている。(再掲)
- 建設後50年を経過した道路、トンネルや橋梁について、老朽化対策を推進する必要がある。(再掲)
- 安全で快適に移動できる道路環境を整備する必要がある。(再掲)
- 救急活動や支援物資等の輸送を担う緊急輸送道路など信頼性の高い道路ネットワークを構築することが防災・減災の観点からも必要である。(再掲)
- 地域内における速やかな避難等を図るため、適切な避難誘導を行える人材の育成をはじめ、地域の防災力を高めるための体制づくりが必要である。



推進方針

■ 関係行政機関との連携強化

- 大規模自然災害発生時において、迅速に救助・救急、医療活動等が行えるよう、県や周辺自治体との連携強化及び的確な連絡体制の構築を促進する。

■ 消防団の充実強化及び消防力の整備充実(再掲)

- 消防団の消火活動に必要な設備等の整備を行うなど、消防団の機能強化を図る。
- 多様化する災害を受け、女性消防団員を登用し、女性ならではの視点や考えを取り入れることで消防力の向上を図る。
- 地区住民による自主防災組織の立ち上げに対する支援を行う。
- 定数の見直しや組織の再編、活動内容の見直しなど、時代に即した柔軟な対応を図る。

■ 災害救助体制の整備

- 消防職員、消防団員を主体とするとともに、警察や民間事業者等と連携協力し、迅速かつ適切な救急救助、搬送体制の構築に取り組む。

■要配慮者対策（再掲）

- 要支援者個人の地域での個別避難計画の作成を促進するとともに、自治会（防災組織等）を中心とした避難訓練の具体化を推進する。
- 地域住民、自主防災組織等と平時から顔の見える関係を構築し、災害時の連携体制を確立する。
- 住民に対する災害時のメンタルヘルスに関する知識の普及・啓発を行うとともに、支援が必要な精神障害者等要配慮者に関する情報の把握に努める。

■緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築（再掲）

- 人口減少時代を見据え、必要性や優先度を見極めながら、本町の道路網の整備を推進する。
- 道路を住民が安心して利用し続けることができるよう、適切な点検による現状確認や必要に応じて適切な長寿命化対策を推進する。
- 令和6年能登半島地震により被災した施設の早期復旧を行う。

■緊急輸送路の防災・減災対策（再掲）

- 主要道路や地域交通ネットワーク機能を補完する道路整備を推進する。
- 緊急輸送道路において、橋梁の耐震補強や道路法面の落石対策等を推進する。
- 令和6年能登半島地震により被災した施設の早期復旧を行う。

■防災人材の育成及び自主防災組織の強化（再掲）

- 地域の防災力を高めるため、災害ボランティア等の育成、スキルアップとともに、自主防災組織のリーダーとなる防災士の育成を図る。
- 各市町の自主防災組織や防災士会が相互に連携できるような関係の構築を支援するよう努める。

■リスクシナリオ2－3に対する目標の設定

重要業績指標（KPI）	現状値 （R6）	目標値 （R12）
消防団員数（再掲）	283人	270人
都市計画道路整備率（再掲）	49.0%	50.0%
町道の改良率（再掲）	47.5%	47.5%
防災士登録者総数（再掲）	336人	390人

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

脆弱性評価

- 災害時において応援協定等が確実に機能するよう、平時から連絡や訓練を行う必要がある。(再掲)
- 発災直後から被災地における医療・福祉機能をはじめ、被災者の生命にかかわる食料や物資等の供給が麻痺、停滞することのないよう、他市町村、医療機関、各種民間企業等との応援協定の強化を図っていく必要がある。(再掲)
- 停電時は各家庭においてテレビ（しかちゃん）が見られない。(再掲)
- 災害発生時のインターネット環境は、基地局の破損・停電や通信制限等により利用できない可能性がある。(再掲)
- スマートフォンを所持していない人に対する情報伝達手段を構築する必要がある。(再掲)
- 避難所等にはテレビ（しかちゃん）でしか伝達手段がない。(再掲)



推進方針

- 支援物資等の供給体制の充実・強化（再掲）
 - 生活必需物資や医療救護、緊急救援など災害時における民間事業者等との応援協定等が災害時において確実に機能するよう、平時から連絡や訓練を実施する。
- 災害時応援協定の強化（再掲）
 - 被災地における迅速な救助・救急、医療活動をはじめ、被災者の生命を守り、安全・安心な避難生活の確保及びライフライン等の迅速な復旧・復興が実行されるよう、災害時応援協定の拡充を図る。
 - 応援医療従事者等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援医療従事者等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。
- 町民等への災害情報の伝達（再掲）
 - 防災行政無線は天候不良などの状況により、放送が鳴らないことが度々ある。このため、情報の不達がないよう有線化する。また、バックアップ設備として無線も維持していく。
 - 無線機器については、経年劣化により故障しているものもあるため、修繕を行う。
 - 防災無線子局の柱、アンテナ、スピーカーについては、故障個所を順次修繕し、更新も実施する。
 - バックアップ用の無線設備は旧式のため、新たな方式で構築するか、別の方式に切り替えるか検討する。

■ リスクシナリオ 2－4 に対する目標の設定

重要業績指標（K P I）	現状値 （R 6）	目標値 （R12）
情報発信多重化システム登録者割合（再掲）	68%	100%

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給による医療・福祉機能の麻痺

脆弱性評価

- 発災直後から被災地における医療・福祉機能をはじめ、被災者の生命にかかわる食料や物資等の供給が麻痺、停滞することのないよう、他市町村、医療機関、各種民間企業等との応援協定の強化を図っていく必要がある。(再掲)
- 災害時に保健師等、専門職員を派遣し、一般避難所を中心とした支援にあたる必要がある。
- 災害時に医療活動が迅速かつ適切に行われるよう、関係機関との連携を強化する必要がある。
- 町立診療所では、自家発電設備の設置が必要である。
- 富来病院の電気設備や給排水設備は経年劣化が進んでおり、災害時に機能不全に陥る可能性があるため、病院機能を維持するための対策が必要である。
- 富来病院については、建築の構造強度は新耐震化基準を満たしており、地震による倒壊の可能性は低いですが、設備等が損傷し、落下等による被害の可能性が高いことから、院内の各施設において、その対策が必要である。(再掲)
- 障がいや身体機能の低下がある要支援者の避難行動を支援するため、要配慮者名簿を毎年更新し、民生・児童委員に提供し、地域の見守りや支援体制の構築に努めているが、個別支援計画が未作成となっている。(再掲)
- 高齢者施設及び障害者施設は、災害が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用している。町内の介護施設の一部は福祉避難所としての役割も果たしている。(再掲)
- 建設後50年を経過した道路、トンネルや橋梁について、老朽化対策を推進する必要がある。(再掲)
- 子どもや高齢者をはじめ、全ての人が利用しやすいよう、歩行者や自転車及安全で快適に移動できる道路環境を整備する必要がある。(再掲)
- 救急活動や支援物資等の輸送を担う緊急輸送道路など信頼性の高い道路ネットワークを構築することが防災・減災の観点からも必要である。(再掲)
- 一般の医療従事者に対して、災害時に救助・救急、医療活動が迅速に行われるよう医療人材の確保に取り組む必要がある。
- 災害時の二次避難にあたっては、避難された高齢者等への介護・福祉サービスの提供が停滞しないよう、平時から介護・福祉人材の確保に取り組む必要がある。



推進方針

■災害時応援協定の強化（再掲）

- 被災地における迅速な救助・救急、医療活動をはじめ、被災者の生命を守り、安全・安心な避難生活の確保及びライフライン等の迅速な復旧・復興が実行されるよう、災害時応援協定の拡充を図る。
- 応援医療従事者等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援医療従事者等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

■災害医療体制の充実

- 県の防災訓練や他の訓練を通して、体制を強化する。

■医療機関におけるライフラインの確保

- 施設の改修工事等の整備を推進する。
- 機能不全に陥った場合の備えとして、飲料水や衛生用品等を備蓄する。

■町内病院の耐震化等（再掲）

- 富来病院の建物や設備の定期的な点検、補修、更新など、適切な維持管理を行っていく。

■要配慮者対策（再掲）

- 要支援者個人の地域での個別避難計画の作成を促進するとともに、自治会（防災組織等）を中心とした避難訓練の具体化を推進する。
- 地域住民、自主防災組織等と平時から顔の見える関係を構築し、災害時の連携体制を確立する。
- 住民に対する災害時のメンタルヘルスに関する知識の普及・啓発を行うとともに、支援が必要な精神障害者等要配慮者に関する情報の把握に努める。

■社会福祉施設の耐震化等（再掲）

- 施設の改修工事等の整備を推進する。

■緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築（再掲）

- 人口減少時代を見据え、必要性や優先度を見極めながら、本町の道路網の整備を推進する。
- 道路を住民が安心して利用し続けることができるよう、適切な点検による現状確認や必要に応じて適切な長寿命化対策を推進する。
- 令和6年能登半島地震により被災した施設の早期復旧を行う。

■緊急輸送路の防災・減災対策（再掲）

- 主要道路や地域交通ネットワーク機能を補完する道路整備を推進する。
- 緊急輸送道路において、橋梁の耐震補強や道路法面の落石対策等を推進する。
- 令和6年能登半島地震により被災した施設の早期復旧を行う。

■災害医療人材の育成

- 一般の医療従事者の災害対応力の向上を図り、災害時に対応できる医療人材の確保に取り組む。

■介護・福祉人材の確保

- 災害時の二次避難にあたり、福祉サービス提供体制の停滞による被害の拡大が生じないよう、関係機関と連携し、介護・福祉人材の確保に取り組む。

■ リスクシナリオ 2－5 に対する目標の設定

重要業績指標（K P I）	現状値 （R 6）	目標値 （R12）
都市計画道路整備率（再掲）	49.0%	50.0%
町道の改良率（再掲）	47.5%	47.5%

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-6 新型インフルエンザ等感染症による避難所の機能の大幅な低下

脆弱性評価

- 発災直後から被災地における医療・福祉機能をはじめ、被災者の生命にかかわる食料や物資等の供給が麻痺、停滞することのないよう、他市町村、医療機関、各種民間企業等との応援協定の強化を図っていく必要がある。（再掲）
- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から一般的な感染症予防策の啓発をするとともに予防接種を促進する必要がある。



推進方針

- 災害時応援協定の強化（再掲）
 - 被災地における迅速な救助・救急、医療活動をはじめ、被災者の生命を守り、安全・安心な避難生活の確保及びライフライン等の迅速な復旧・復興が実行されるよう、災害時応援協定の拡充を図る。
 - 応援医療従事者等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援医療従事者等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。
- 避難所での感染症予防対策
 - 感染症対策については、正しい情報の発信に努め、的確な対策を図る。
 - 平時から衛生用品を備蓄しておく。
 - 保健師を現地へ派遣し、感染症の発生、まん延防止の指導等を行う。
 - 新型インフルエンザ等感染症の感染拡大の恐れがある状況においては、避難所受付での健康状態の確認をはじめ、手洗い等の徹底、十分な換気の実施等、町民の理解と協力を得ながら万全の対策を図る。

■リスクシナリオ2-6に対する目標の設定

重要業績指標（KPI）	現状値 （R6）	目標値 （R12）
麻疹・風しんの予防接種率	88.8%	95.0%
インフルエンザの予防接種率	70.5%	75.0%
サージカルマスクの備蓄数	13,000枚	50,000枚

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理や広域避難による更なる身体的・精神的負担がもたらす、多数の被災者の健康状態の悪化による災害関連死の発生

脆弱性評価

- 災害時において応援協定等が確実に機能するよう、平時から連絡や訓練を行う必要がある。(再掲)
- 発災直後から被災地における医療・福祉機能をはじめ、被災者の生命にかかわる食料や物資等の供給が麻痺、停滞することのないよう、他市町村、医療機関、各種民間企業等との応援協定の強化を図っていく必要がある。(再掲)
- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から一般的な感染症予防策の啓発をするとともに予防接種を促進する必要がある。(再掲)
- 障がいや身体機能の低下がある要支援者の避難行動を支援するため、要配慮者名簿を毎年更新し、民生・児童委員に提供し、地域の見守りや支援体制の構築に努めているが、個別支援計画が未作成となっている。(再掲)
- 高齢者施設及び障害者施設は、災害が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用している。町内の介護施設の一部は福祉避難所としての役割も果たしている。(再掲)
- 主要構造物や管路において耐震化や老朽化対策が必要である。
- 洪水等による機能不全の危険性に応じた施設の耐水化と業務継続の計画が必要である。(再掲)
- 災害時において生命の維持に欠かせない水を供給する応急給水体制の整備が必要である。(再掲)
- 学校施設の老朽化対策について維持補修等必要な取組を進めているが、今後、一層老朽化等の進行が見込まれることから、計画的な維持管理・更新を行っていく必要がある。(再掲)
- 町民の生命を守るため、また衛生的な環境を維持するために必要不可欠な上下水道施設について、適切かつ計画的な維持管理が必要である。(再掲)



推進方針

- 支援物資等の供給体制の充実・強化 (再掲)
 - 生活必需物資や医療救護、緊急救援など災害時における民間事業者等との応援協定等が災害時において確実に機能するよう、平時から連絡や訓練を実施する。
- 災害時応援協定の強化 (再掲)
 - 被災地における迅速な救助・救急、医療活動をはじめ、被災者の生命を守り、安全・安心な避難生活の確保及びライフライン等の迅速な復旧・復興が実行されるよう、災害時応援協定の拡充を図る。
 - 応援医療従事者等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援医療従事者等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

■避難所での感染症予防対策（再掲）

- 感染症対策については、正しい情報の発信に努め、的確な対策を図る。
- 平時から衛生用品を備蓄しておく。
- 保健師を現地へ派遣し、感染症の発生、まん延防止の指導等を行う。
- 新型インフルエンザ等感染症の感染拡大の恐れがある状況においては、避難所受付での健康状態の確認をはじめ、手洗い等の徹底、十分な換気の実施等、町民の理解と協力を得ながら万全の対策を図る。

■社会福祉施設の耐震化等（再掲）

- 施設の改修工事等の整備を推進する。

■要配慮者対策（再掲）

- 要支援者個人の地域での個別避難計画の作成を促進するとともに、自治会（防災組織等）を中心とした避難訓練の具体化を推進する。
- 地域住民、自主防災組織等と平時から顔の見える関係を構築し、災害時の連携体制を確立する。
- 住民に対する災害時のメンタルヘルスに関する知識の普及・啓発を行うとともに、支援が必要な精神障害者等要配慮者に関する情報の把握に努める。

■上下水道施設の耐震化等（再掲）

- 耐震化や老朽化更新は経営戦略等に基づき計画的に推進する。
- ハザードマップ等による浸水想定に基づき、施設の耐水化を推進する。
- あらゆる危険性に備え、業務継続計画（BCP）を策定更新し、必要な対策を推進する。

■給水対策の強化（再掲）

- 各種資機材の整備等による応急給水体制の整備や広域的な応援体制の構築を図る。

■学校施設の維持管理（再掲）

- 学校施設について、定期的に点検を実施するとともに損傷や劣化状況を把握し、必要に応じて速やかに修理や修繕を行い、施設の長寿命化を図る。

■上下水道施設の維持管理（再掲）

- 上下水道施設について、ストックマネジメント計画等に基づく計画的な維持管理・更新を推進する。

■リスクシナリオ２－７に対する目標の設定

重要業績指標（KPI）	現状値 （R6）	目標値 （R12）
麻しん・風しんの予防接種率（再掲）	88.8%	95.0%
インフルエンザの予防接種率（再掲）	70.5%	75.0%
サージカルマスクの備蓄数（再掲）	13,000枚	50,000枚
上下水道業務継続計画（BCP）の策定（再掲）	一部策定	策定済
配水池耐震化率（※上水道有効容量ベース）（再掲） （耐震化配水池÷総配水池×100）	44%	62%
水道基幹管路耐震化率（再掲） （耐震適合基幹管路÷総基幹管路×100）	13%	17%

3 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

脆弱性評価

- 救急活動や支援物資等の輸送を担う緊急輸送道路など信頼性の高い道路ネットワークを構築することが防災・減災の観点からも必要である。(再掲)
- 災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊など各関係機関との連携を推進するとともに、相互に連携した実践的な訓練を実施する必要がある。(再掲)
- 交通安全施設の保守点検や巡回点検について、随時補修等を行っているが、交通環境の安全性及び交通安全施設の機能維持を確保するため、計画的に更新整備を図る必要がある。(再掲)



推進方針

- 緊急輸送路の防災・減災対策(再掲)
 - 主要道路や地域交通ネットワーク機能を補完する道路整備を推進する。
 - 緊急輸送道路において、橋梁の耐震補強や道路法面の落石対策等を推進する。
 - 令和6年能登半島地震により被災した施設の早期復旧を行う。
- 防災関連機関との連携強化(再掲)
 - 応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊、ライフライン事業者など各関係機関との連携を推進するとともに、相互に連携した実践的な訓練を実施する。
- 交通安全施設の維持管理(再掲)
 - 交通安全施設について、メンテナンスサイクルを構築するなど、継続的な点検及び計画的な更新整備を推進する。

■リスクシナリオ3-1に対する目標の設定

重要業績指標 (KPI)	現状値 (R6)	目標値 (R12)
都市計画道路整備率(再掲)	49.0%	50.0%

3 必要不可欠な行政機能を確保する

3-2 町職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

脆弱性評価

- 災害時において最も重要な拠点となる町役場の機能を保持することが必要である。
- 情報システム部門の業務継続計画（ＩＣＴ－ＢＣＰ）の実行性を高めるため、常に最新の状況を反映した計画とする必要がある。
- 基幹系システムについてはデータセンターを利用しているが、その他のシステムについてもクラウド利用などによりデータの消失を防ぐといった耐災害対策が必要である。
- システム運用にはインターネット環境の確保が必要である。
- 各種防災関連システムの利活用の促進や操作習得を図るため、研修や訓練の実施に努める必要がある。
- 災害発生時に迅速かつ的確に消火・救急・救助活動が地域ごとに行えるよう、消防組織の充実強化などによる全町的な消防力の向上が必要である。（再掲）
- 今後、団員数や担い手世代の減少、社会経済情勢の変化など、消防団を取り巻く環境は変化していくと見込まれる。よって、消防団の活動を持続可能にするためには、新たな体制づくりの検討が必要となる。（再掲）
- 発災直後から被災地における医療・福祉機能をはじめ、被災者の生命にかかわる食料や物資等の供給が麻痺、停滞することのないよう、他市町村、医療機関、各種民間企業等との応援協定の強化を図っていく必要がある。（再掲）
- 防災拠点の機能を確保するため、拠点となる公共施設等及びその周辺において、土砂災害対策を推進する必要がある。
- 「志賀町公共施設等総合管理計画」に基づき、適切な維持管理を行う必要がある。（再掲）
- 県からの応援職員の受入れを見据え受け入れ態勢の構築や県との合同訓練の実施に努める必要がある。



推進方針

- 業務継続計画（ＢＣＰ）に基づく機能保持
 - 令和6年能登半島地震により業務継続計画の見直しが必要となったため、防災計画の策定時に併せて現状に合った業務継続計画に修正する。
- 行政情報通信基盤・情報伝達体制の強化
 - 情報システム部門の業務継続計画について、常に最新の状況を反映した計画とするため、ＩＣＴ－ＢＣＰ（初動版）の見直しを行う。
 - 庁内ネットワークの停止やデータの消失等を防ぐため、重要な通信回線の二重化やネットワーク機器の冗長化、衛星通信機材の配備、システムのクラウド利用など耐災害性の強化に取り組む。
- 消防団の充実強化及び消防力の整備充実（再掲）
 - 消防団の消火活動に必要な設備等の整備を行うなど、消防団の機能強化を図る。
 - 多様化する災害を受け、女性消防団員を登用し、女性ならではの視点や考えを取り入れることで消防力の向上を図る。
 - 定数の見直しや組織の再編、活動内容の見直しなど、時代に即した柔軟な対応を図る。

■災害時応援協定の強化（再掲）

- 被災地における迅速な救助・救急、医療活動をはじめ、被災者の生命を守り、安全・安心な避難生活の確保及びライフライン等の迅速な復旧・復興が実行されるよう、災害時応援協定の拡充を図る。
- 応援医療従事者等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援医療従事者等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

■防災拠点施設周辺の土砂災害対策

- 防災拠点の機能を確保するため、拠点となる公共施設等及びその周辺において、土砂災害対策を推進する。

■公共施設等の総合管理（再掲）

- 「志賀町公共施設等総合管理計画」に基づき、適切な維持管理と計画的な修繕を行う。

■リスクシナリオ３－２に対する目標の設定

重要業績指標（KPI）	現状値 （R6）	目標値 （R12）
ICT－BCPの見直し	未実施	見直し済
住民情報システムの更新	0%	100%

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

脆弱性評価

- 情報システム部門の業務継続計画（ICT-BCP）の実行性を高めるため、常に最新の状況を反映した計画とする必要がある。（再掲）
- 基幹系システムについてはデータセンターを利用しているが、その他のシステムについてもクラウド利用などによりデータの消失を防ぐといった耐災害対策が必要である。（再掲）
- 停電時は各家庭においてテレビ（しかちゃん）が見られない。（再掲）
- 災害発生時のインターネット環境は、基地局の破損・停電や通信制限等により利用できない可能性がある。（再掲）
- スマートフォンを所持していない人に対する情報伝達手段を構築する必要がある。（再掲）
- 避難所等にはテレビ（しかちゃん）でしか伝達手段がない。（再掲）
- 役場本庁舎は、A重油、富来支所は軽油を自家発電の燃料に使用している。タンク容量の関係で役場本庁舎は72時間、富来支所は2.5時間しか発電できない。
- 燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応措置を講ずる必要がある。
- 平常時から取引先とのサプライチェーンの確保等を図る必要がある。



推進方針

- 行政情報通信基盤・情報伝達体制の強化（再掲）
 - 情報システム部門の業務継続計画について、常に最新の状況を反映した計画とするため、ICT-BCP（初動版）の見直しを行う。
 - 庁内ネットワークの停止やデータの消失等を防ぐため、重要な通信回線の二重化やネットワーク機器の冗長化、衛星通信機材の配備、システムのクラウド利用など耐災害性の強化に取り組む。
- 町民等への災害情報の伝達（再掲）
 - 防災行政無線は天候不良などの状況により、放送が鳴らないことが度々ある。このため、情報の不達がないよう有線化する。また、バックアップ設備として無線も維持していく。
 - 無線機器については、経年劣化により故障しているものもあるため、修繕を行う。
 - 防災無線子局の柱、アンテナ、スピーカーについては、故障個所を順次修繕し、更新も実施する。
 - バックアップ用の無線設備は旧式のため、新たな方式で構築するか、別の方式に切り替えるか検討する。
 - 必要に応じて紙媒体の配布を行うなど、デジタル・アナログの両面での情報発信に努めるものとする。
- 電源の確保
 - 電源を確保するために、太陽光発電等石油以外の燃料を使用しての発電を検討する。

■ 商業・観光における災害対応

- 地域防災計画に基づき、燃料、電力等重要なライフラインの供給不足により、防災・災害対応に必要な通信インフラが麻痺・機能停止に陥らない対策を構築する。
- 事業所等における備蓄を促進する。また、観光事業者の防災意識の向上を図り、災害復旧に速やかに対応できる体制整備を支援する。

■ リスクシナリオ 4－1 に対する目標の設定

重要業績指標（KPI）	現状値 （R6）	目標値 （R12）
ICT－BCPの見直し（再掲）	未実施	見直し済
住民情報システムの更新（再掲）	0%	100%

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

脆弱性評価

- 情報システム部門の業務継続計画（ICT-BCP）の実行性を高めるため、常に最新の状況を反映した計画とする必要がある。（再掲）
- 基幹系システムについてはデータセンターを利用しているが、その他のシステムについてもクラウド利用などによりデータの消失を防ぐといった耐災害対策が必要である。（再掲）
- 電源が喪失すると基本的には通信ができない状況になる。
- 電源喪失時について、防災行政無線各子局及び本庁舎はバッテリー対応可能であるが、避難所等については対応できておらず、対応する必要がある。
- 災害ボランティア等の人材育成や、自主防災組織の強化等地域の防災力の向上を図る必要がある。（再掲）
- 民間でのデータ利活用を促進するため、防災に係るオープンデータの提供を進める必要がある。



推進方針

- 行政情報通信基盤・情報伝達体制の強化（再掲）
 - 情報システム部門の業務継続計画について、常に最新の状況を反映した計画とするため、ICT-BCP（初動版）の見直しを行う。
 - 庁内ネットワークの停止やデータの消失等を防ぐため、重要な通信回線の二重化やネットワーク機器の冗長化、衛星通信機材の配備、システムのクラウド利用など耐災害性の強化に取り組む。
- 通信事業者との連携強化
 - 令和6年能登半島地震発災時は、民間業者の協力により、通信や電源の提供を受けることができた。平時より関連業者と締結し、避難所等で迅速な対応ができる準備が重要となる。
- 防災人材の育成及び自主防災組織の強化（再掲）
 - 地域の防災力を高めるため、災害ボランティア等の育成、スキルアップとともに、自主防災組織のリーダーとなる防災士の育成を図る。
 - 各市町の自主防災組織や防災士会が相互に連携できるような関係の構築を支援するよう努める。
- 防災・減災データの提供推進
 - 民間でのデータ利活用を促進するため、防災に係るオープンデータの提供を進める。

■ リスクシナリオ４－２に対する目標の設定

重要業績指標（KPI）	現状値 （R6）	目標値 （R12）
ICT-BCPの見直し（再掲）	未実施	見直し済
防災士登録者総数（再掲）	336 人	390 人
自主防災組織総数（再掲）	40 組織	50 組織

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

脆弱性評価

- 障がいや身体機能の低下がある要支援者の避難行動を支援するため、要配慮者名簿を毎年更新し、民生・児童委員に提供し、地域の見守りや支援体制の構築に努めているが、個別支援計画が未作成である。(再掲)
- 情報システム部門の業務継続計画（ＩＣＴ－ＢＣＰ）の実行性を高めるため、常に最新の状況を反映した計画とする必要がある。(再掲)
- 基幹系システムについてはデータセンターを利用しているが、その他のシステムについてもクラウド利用などによりデータの消失を防ぐといった耐災害対策が必要である。(再掲)
- 電源が喪失すると基本的には通信ができない状況になる。(再掲)
- 電源喪失時について、防災行政無線各子局及び本庁舎はバッテリー対応可能であるが、避難所等については対応できておらず、対応する必要がある。(再掲)
- 停電時は各家庭においてテレビ（しかちゃん）が見られない。(再掲)
- 災害発生時のインターネット環境は、基地局の破損・停電や通信制限等により利用できない可能性がある。(再掲)
- スマートフォンを所持していない人に対する情報伝達手段を構築する必要がある。(再掲)
- 避難所等にはテレビ（しかちゃん）でしか伝達手段がない。(再掲)
- ひとたび災害が発生すれば、行政による支援が隔々まで行き渡るにはある程度の時間がかかるため、自分の身は自分で守る「自助」や住民同士が助け合う「共助」といった地域での取組を推進していく必要がある。
- 児童生徒及び学校関係者に対し、自ら命を守るため、主体的に避難行動ができる人材の育成を進めていく必要がある。
- 地域内における速やかな避難等を図るため、適切な避難誘導を行える人材の育成をはじめ、地域の防災力を高めるための体制づくりが必要である。(再掲)



推進方針

■要配慮者対策（再掲）

- 要支援者個人の地域での個別避難計画の作成を促進するとともに、自治会（防災組織等）を中心とした避難訓練の具体化を推進する。
- 地域住民、自主防災組織等と平時から顔の見える関係を構築し、災害時の連携体制を確立する。
- 住民に対する災害時のメンタルヘルスに関する知識の普及・啓発を行うとともに、支援が必要な精神障害者等要配慮者に関する情報の把握に努める。

■行政情報通信基盤・情報伝達体制の強化（再掲）

- 情報システム部門の業務継続計画について、常に最新の状況を反映した計画とするため、ICT-BCP（初動版）の見直しを行う。
- 庁内ネットワークの停止やデータの消失等を防ぐため、重要な通信回線の二重化やネットワーク機器の冗長化、衛星通信機材の配備、システムのクラウド利用など耐災害性の強化に取り組む。

■通信事業者との連携強化（再掲）

- 令和6年能登半島地震発災時は、民間業者の協力により、通信や電源の提供を受けた。平時より関連業者と締結し、避難所等で迅速な対応ができる準備が重要となる。

■町民等への災害情報の伝達（再掲）

- 防災行政無線は天候不良などの状況により、放送が鳴らないことが度々ある。このため、情報の不達がないよう有線化する。また、バックアップ設備として無線も維持していく。
- 無線機器については、経年劣化により故障しているものもあるため、修繕を行う。
- 防災無線子局の柱、アンテナ、スピーカーについては、故障個所を順次修繕し、更新も実施する。
- バックアップ用の無線設備は旧式のため、新たな方式で構築するか、別の方式に切り替えるか検討する。

■町民一人ひとりの災害対応力・自助力及び共助力の向上

- 防災訓練の実施や、防災活動アドバイザーの活用、さらには、県内外で発生した過去の大規模災害の教訓を伝承していくことにより、町民一人ひとりの災害対応力・自助力及び共助力を向上する。

■防災教育の推進

- 大学教授等の専門家による児童生徒・保護者対象の防災研修会や、教師の学校防災に関する指導力をより一層向上させるための講習会等の実施に努める。
- 各学校や地域における危機管理マニュアルの見直しと避難訓練を繰り返すことにより、自ら命を守るため、主体的に避難行動ができる人材の育成を進め、地域・学校の実状に応じた自主的な取組を推進する。

■防災人材の育成及び自主防災組織の強化（再掲）

- 地域の防災力を高めるため、避難訓練の実施、地域防災のリーダーとなる防災士の育成、スキルアップ、自主防災組織アドバイザーを活用した組織化を推進する。
- 各市町の自主防災組織や防災士会が相互に連携できるような関係の構築を支援するよう努める。

■リスクシナリオ4-3に対する目標の設定

重要業績指標（KPI）	現状値（R6）	目標値（R12）
情報発信多重化システム登録者割合（再掲）	68%	100%
防災訓練回数	0回	1回
防災士登録者総数（再掲）	336人	390人
ICT-BCPの見直し（再掲）	未実施	見直し済

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞

脆弱性評価

- 燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応措置を講ずる必要がある。(再掲)
- 平常時から取引先とのサプライチェーンの確保等を図る必要がある。(再掲)
- 事業者にとって、大規模自然災害等は稀頻度ながら一旦生ずれば事業継続が危ぶまれるほどの重大な影響を及ぼすものとなる。その影響を可能な限り小さくするために事業継続計画の策定を促し、これを踏まえたソフト面・ハード面の備えの実施やそれらによりカバーできないリスクへの備えとしての損害保険の活用を求めていくことが必要である。
- 建設後50年を経過した道路、トンネルや橋梁について、老朽化対策を推進する必要がある。(再掲)
- 子どもや高齢者をはじめ、全ての人が利用しやすいよう、歩行者や自転車が安全で快適に移動できる道路環境を整備する必要がある。(再掲)
- 救急活動や支援物資等の輸送を担う緊急輸送道路など信頼性の高い道路ネットワークを構築することが防災・減災の観点からも必要である。(再掲)
- 現在、整備されている漁港施設の大半が老朽化しているため、老朽化および更新時期の管理を体系的に捉えた長寿命化計画を策定し、その計画に基づいて対策工事を実施する必要がある。
- 災害発生に伴い、水産物の供給に支障が生じる恐れがあることから、早期の再開に向けた対応を行う必要がある。
- 大規模災害発生時においても、生産・物流拠点としての機能を確保するためにも漁港施設の機能強化が必要である。
- 大規模災害発生時において、海から食料等緊急物資の受入れができるよう耐震化を含めた漁港施設の機能強化が必要である。
- 漁港施設の老朽化対策について各漁港施設の長寿命化計画を策定しているが、令和6年能登半島地震における災害復旧事業により、施設の復旧工事が実施されることから、計画変更を実施する必要がある。
- 老朽化および更新時期の管理を体系的に捉えた長寿命化計画を策定し、その計画に基づいて対策工事を実施する必要がある。
- 災害発生に伴い、水産物の供給に支障が生じる恐れがあることから、早期の再開に向けた対応を行う必要がある。
- 町公式LINE、HP、メール、SNS等を通じて公式情報として発信していく必要がある(それ以外の情報は信頼性の低い情報になる)。
- 橋梁やトンネル等の道路施設の老朽化対策について、維持補修等必要な取組を進めているが、道路ネットワークを確実に確保するため、引き続き、長寿命化計画等に基づき、計画的な点検や更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。(再掲)



推進方針

■ 商業・観光における災害対応（再掲）

- 地域防災計画に基づき、燃料、電力等重要なライフラインの供給不足により、防災・災害対応に必要な通信インフラが麻痺・機能停止に陥らない対策を構築する。
- 取引先とのサプライチェーンの確保や、事業所等における備蓄を促進する。また、観光事業者の防災意識の向上を図り、災害復旧に速やかに対応できる体制整備を支援する。

■ 事業継続計画（BCP）の策定

- 事業継続計画策定等の災害に対する事前対策を講じることは、事業者には一定のコスト負担を伴うものであるが、長期的には事業者にメリットをもたらすものであることから、企業に対して事業継続計画（BCP）の策定を促していく。

■ 緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築（再掲）

- 人口減少時代を見据え、必要性や優先度を見極めながら、本町の道路網の整備を推進する。
- 道路を住民が安心して利用し続けることができるよう、適切な点検による現状確認や必要に応じて適切な長寿命化対策を推進する。
- 令和6年能登半島地震により被災した施設の早期復旧を行う。

■ 緊急輸送路の防災・減災対策（再掲）

- 主要道路や地域交通ネットワーク機能を補完する道路整備を推進する。
- 緊急輸送道路において、橋梁の耐震補強や道路法面の落石対策等を推進する。
- 令和6年能登半島地震により被災した施設の早期復旧を行う。

■ 漁港の災害対応力の強化

- 老朽化対策として漁港施設については、個別施設毎の長寿命化計画に基づき、計画的な点検や補修・更新を行い、施設の適切な維持管理を実施する。
- 漁業協同組合等が実施する非常用電源等の共同利用施設の整備に補助することで、漁業協同組合の災害対応力を強化し早期に操業を再開できる体制整備を推進する。
- 緊急物資の受け入れ等、災害時に利用できる漁港施設の機能強化を推進する。
- 漁港施設の災害復旧が完了後、各漁港施設の老朽化調査を実施し、長寿命化計画を策定することにより機能強化を図る。

■ 水産業の早期再開

- 老朽化対策として漁港施設について個別施設毎の長寿命化計画に基づき、計画的な点検や補修・更新を行い、施設の適切な維持管理を実施する。
- 漁業協同組合等が実施する非常用電源等の共同利用施設の整備に補助することで、漁業協同組合の災害対応力を強化し早期に操業を再開できる体制整備を推進する。
- 緊急物資の受け入れ等、災害時に利用できる漁港施設の機能強化を推進する。

■ 漁港施設の維持管理

- 老朽化対策として漁港施設について個別施設毎の長寿命化計画に基づき、計画的な点検や補修・更新を行い、施設の適切な維持管理を実施する。
- 緊急物資の受け入れ等、災害時に利用できる漁港施設の機能強化を推進する。
- 漁港施設の災害復旧が完了後、各漁港施設の老朽化調査を実施し、定期的に点検を実施するとともに必要に応じて改良、修繕を実施し施設の適切な維持管理を行う。

■ 風評被害を防止する情報発信

○公式な情報は公式LINE、LINE、HP、メール、SNS等から発信されることを平時から周知を行う。

■ 道路施設の維持管理（再掲）

○橋梁やトンネル等の道路施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき、計画的な点検や補修・更新を行い、施設の適切な維持管理を実施する。

■ リスクシナリオ5－1に対する目標の設定

重要業績指標（KPI）	現状値 （R6）	目標値 （R12）
都市計画道路整備率（再掲）	49.0%	50.0%
町道の改良率（再掲）	47.5%	47.5%
橋梁補修数	14件	20件

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-2 広域交流基盤の分断による物流・人流への甚大な影響

脆弱性評価

- 建設後50年を経過した道路、トンネルや橋梁について、老朽化対策を推進する必要がある。(再掲)
- 子どもや高齢者をはじめ、全ての人が利用しやすいよう、歩行者や自転車が安全で快適に移動できる道路環境を整備する必要がある。(再掲)
- 救急活動や支援物資等の輸送を担う緊急輸送道路など信頼性の高い道路ネットワークを構築することが防災・減災の観点からも必要である。(再掲)
- 大規模災害により緊急輸送路が使用困難な箇所が発生し、迅速な救助・救急、医療活動に支障を来すことも想定されることから、それを補完する輸送ルートとしての町道の整備を促進する必要がある。(再掲)
- 山間地は道路網が脆弱なため、災害発生時に道路が寸断されると孤立集落が発生する可能性があることから、複数の輸送ルートの確保を図るため、緊急輸送道路の迂回路となり得る農道・林道の整備を促進する必要がある。(再掲)
- 農道・林道については、迂回路となる路線もあり、機能低下による輸送ネットワークの分断を防ぐためにも、適正な維持管理を行っていく必要がある。(再掲)
- 冬期間における生活道路交通の確保、及び住民生活の安定と町の産業振興を図るため除雪体制を維持する必要がある。(再掲)
- 除雪作業を請け負う建設事業者の保有除雪機械が老朽化し、安定的な除雪体制の維持の低下が懸念されており、これを踏まえた総合的な対策が必要である。(再掲)
- 狭い道路において円滑な除雪を実施するため、消融雪施設の整備や老朽化した施設の更新を行う必要がある。(再掲)
- 老朽化および更新時期の管理を体系的に捉えた長寿命化計画を策定し、その計画に基づいて対策工事を実施する必要がある。(再掲)
- 災害発生に伴い、水産物の供給に支障が生じる恐れがあることから、早期の再開に向けた対応を行う必要がある。(再掲)
- 大規模災害発生時においても、生産・物流拠点としての機能を確保するためにも漁港施設の機能強化が必要である。
- 大規模災害発生時において、海から食料等緊急物資の受入れができるよう耐震化を含めた漁港施設の機能強化が必要である。(再掲)
- 漁港施設の老朽化対策について各漁港施設の長寿命化計画を策定しているが、令和6年能登半島地震における災害復旧事業により、施設の復旧工事が実施されることから、計画変更を実施する必要がある。(再掲)
- 現在、整備されている漁港施設の大半が老朽化しているため、老朽化および更新時期の管理を体系的に捉えた長寿命化計画を策定し、その計画に基づいて対策工事を実施する必要がある。(再掲)
- 海岸護岸の多くは昭和30年代以降に整備されたものであり、老朽化した施設が急増することが予想されるため、計画的に維持管理を行う必要がある。(再掲)
- 土砂災害の恐れがある地域について、緊急性の高い箇所から優先的に整備を進める必要がある。(再掲)
- 橋梁やトンネル等の道路施設の老朽化対策について、維持補修等必要な取組を進めているが、道路ネットワークを確実に確保するため、引き続き、長寿命化計画等に基づき、計画的な点検や更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。(再掲)



推進方針

- 緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築（再掲）
 - 人口減少時代を見据え、必要性や優先度を見極めながら、本町の道路網の整備を推進する。
 - 道路を住民が安心して利用し続けることができるよう、適切な点検による現状確認や必要に応じて適切な長寿命化対策を推進する。
 - 令和6年能登半島地震により被災した施設の早期復旧を行う。
- 緊急輸送路の防災・減災対策（再掲）
 - 主要道路や地域交通ネットワーク機能を補完する道路整備を推進する。
 - 緊急輸送道路において、橋梁の耐震補強や道路法面の落石対策等を推進する。
 - 令和6年能登半島地震により被災した施設の早期復旧を行う。
- 町道整備（再掲）
 - 緊急輸送路に被害が生じて、迅速な救助・救急、医療活動を行えるよう、それを補完する輸送ルートとしての町道の整備を推進する。
- 農道・林道の整備（再掲）
 - 山間部における孤立集落の発生を防止するため、地域交通ネットワークの機能を補完し、迂回路となり得る農道・林道の整備を推進する。
 - 農道・林道、それらの橋梁等について、定期的に点検し、個別施設計画に基づく計画的な補修・更新による適切な維持管理を行う。
- 大雪に必要な除雪体制の確保（再掲）
 - 通学路をはじめとした生活道路の機能性・安全性の向上を図るため、消融雪施設の整備を推進する。
 - 除雪機械の計画的な更新を図るとともに、民間の除雪業者の支援を継続的に行うなど、大雪に必要な除雪体制を確保する。
 - 消融雪施設の整備や老朽化した施設の更新を図り、冬期間の道路交通を確保する。
- 大雪対策（再掲）
 - 除雪機械の計画的な更新を図るとともに、民間の除雪業者の支援を継続的に行うなど、大雪に必要な除雪体制を確保する。
 - 消融雪施設の整備や老朽化した施設の更新を図り、冬期間の道路交通を確保する。
- 漁港の災害対応力の強化（再掲）
 - 老朽化対策として漁港施設については、個別施設毎の長寿命化計画に基づき、計画的な点検や補修・更新を行い、施設の適切な維持管理を実施する。
 - 漁業協同組合等が実施する非常用電源等の共同利用施設の整備に補助することで、漁業協同組合の災害対応力を強化し早期に操業を再開できる体制整備を推進する。
 - 緊急物資の受け入れ等、災害時に利用できる漁港施設の機能強化を推進する。
 - 漁港施設の災害復旧が完了後、各漁港施設の老朽化調査を実施し、長寿命化計画を策定することにより機能強化を図る。

■水産業の早期再開（再掲）

- 老朽化対策として漁港施設について個別施設毎の長寿命化計画に基づき、計画的な点検や補修・更新を行い、施設の適切な維持管理を実施する。
- 漁業協同組合等が実施する非常用電源等の共同利用施設の整備に補助することで、漁業協同組合の災害対応力を強化し早期に操業を再開できる体制整備を推進する。
- 緊急物資の受け入れ等、災害時に利用できる漁港施設の機能強化を推進する。

■漁港施設の維持管理（再掲）

- 老朽化対策として漁港施設について個別施設毎の長寿命化計画に基づき、計画的な点検や補修・更新を行い、施設の適切な維持管理を実施する。
- 緊急物資の受け入れ等、災害時に利用できる漁港施設の機能強化を推進する。

■海岸保全施設の計画的維持管理（再掲）

- 町が管理する漁港海岸保全施設について、長寿命化計画を策定し、計画的に維持管理を行い、津波等による浸水被害等の防止・軽減を図る。

■総合的な土砂災害対策（再掲）

- 自然災害による被害を最小限に抑え、住民の安全・安心な生活を守るため、自然環境に配慮しつつ、急傾斜地等における土砂災害対策を推進する。
- 避難路や緊急輸送道路、要配慮者利用施設がある土砂災害警戒区域等において、優先的にハード整備を推進する。
- 防災拠点の機能を確保するため、拠点となる公共施設等及びその周辺において、土砂災害対策を推進する。

■道路施設の維持管理（再掲）

- 橋梁やトンネル等の道路施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき、計画的な点検や補修・更新を行い、施設の適切な維持管理を実施する。

■リスクシナリオ5－2に対する目標の設定

重要業績指標（KPI）	現状値 （R6）	目標値 （R12）
都市計画道路整備率（再掲）	49.0%	50.0%
町道の改良率（再掲）	47.5%	47.5%
融雪施設の整備延長（再掲）	13,854km	14,500km
漁港海岸保全施設長寿命化計画の策定（再掲）	未策定	策定済

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-3 食料等の安定供給の停滞に伴う、町民生活・社会経済活動への甚大な影響

脆弱性評価

- 発災直後から被災地における医療・福祉機能をはじめ、被災者の生命にかかわる食料や物資等の供給が麻痺、停滞することのないよう、他市町村、医療機関、各種民間企業等との応援協定の強化を図っていく必要がある。(再掲)
- 建設後50年を経過した道路、トンネルや橋梁について、老朽化対策を推進する必要がある。(再掲)
- 子どもや高齢者をはじめ、全ての人が利用しやすいよう、歩行者や自転車が安全で快適に移動できる道路環境を整備する必要がある。(再掲)
- 救急活動や支援物資等の輸送を担う緊急輸送道路など信頼性の高い道路ネットワークを構築することが防災・減災の観点からも必要である。(再掲)
- 現在、整備されている漁港施設の大半が老朽化しているため、老朽化および更新時期の管理を体系的に捉えた長寿命化計画を策定し、その計画に基づいて対策工事を実施する必要がある。(再掲)
- 災害発生に伴い、水産物の供給に支障が生じる恐れがあることから、早期の再開に向けた対応を行う必要がある。(再掲)
- 大規模災害発生時においても、生産・物流拠点としての機能を確保するためにも漁港施設の機能強化が必要である。
- 大規模災害発生時において、海から食料等緊急物資の受入れができるよう耐震化を含めた漁港施設の機能強化が必要である。(再掲)
- 漁港施設の老朽化対策について各漁港施設の長寿命化計画を策定しているが、令和6年能登半島地震における災害復旧事業により、施設の復旧工事が実施されることから、計画変更を実施する必要がある。(再掲)
- 被災した場合に経済活動及び住民生活等への影響が大きい農業水利施設（排水機場、ため池）について、計画的に改修・補強等を行う必要がある。また、ため池の整備には、地元の合意形成など、時間を要することから、ソフト対策と並行して災害対応力の強化を図る必要がある。
- 食料生産に係る農業水利施設については、老朽化が進行している施設も多くあることから、長寿命化対策を推進する必要がある。
- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理が必要である。
- 当町の多くの水田は、小区画で機械作業の効率が悪く、農道の幅員も狭いため、農作業に多大な労力を要するとともに、生産性も低いことから、耕作放棄地の増加や将来の後継者不足が懸念されている。
- 農林水産業に係る生産・流通等の関係事業所・共同利用施設については、食料の安定供給の重要な施設であることから、災害対応力強化に向けたハード対策とソフト対策を推進する必要がある。
- 現在、整備されている漁港施設の大半が老朽化しているため、老朽化および更新時期の管理を体系的に捉えた長寿命化計画を策定し、その計画に基づいて対策工事を実施する必要がある。(再掲)
- 災害発生に伴い、水産物の供給に支障が生じる恐れがあることから、早期の再開に向けた対応を行う必要がある。(再掲)
- 農林水産業の従事者が減少していることから、平時においても食料の安定供給を図るため、新たな担い手の確保・育成に取り組む必要がある。

○県・J Aと連携し、新規就農者の能力を見極めた上で、経営計画の作成や農地の確保等、課題となる問題の解消に向けた支援が必要である。



推進方針

■災害時応援協定の強化（再掲）

- 被災地における迅速な救助・救急、医療活動をはじめ、被災者の生命を守り、安全・安心な避難生活の確保及びライフライン等の迅速な復旧・復興が実行されるよう、災害時応援協定の拡充を図る。
- 応援医療従事者等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援医療従事者等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

■緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築（再掲）

- 人口減少時代を見据え、必要性や優先度を見極めながら、本町の道路網の整備を推進する。
- 道路を住民が安心して利用し続けることができるよう、適切な点検による現状確認や必要に応じて適切な長寿命化対策を推進する。
- 令和6年能登半島地震により被災した施設の早期復旧を行う。

■緊急輸送路の防災・減災対策（再掲）

- 主要道路や地域交通ネットワーク機能を補完する道路整備を推進する。
- 緊急輸送道路において、橋梁の耐震補強や道路法面の落石対策等を推進する。
- 令和6年能登半島地震により被災した施設の早期復旧を行う。

■漁港の災害対応力の強化（再掲）

- 老朽化対策として漁港施設については、個別施設毎の長寿命化計画に基づき、計画的な点検や補修・更新を行い、施設の適切な維持管理を実施する。
- 漁業協同組合等が実施する非常用電源等の共同利用施設の整備に補助することで、漁業協同組合の災害対応力を強化し早期に操業を再開できる体制整備を推進する。
- 緊急物資の受け入れ等、災害時に利用できる漁港施設の機能強化を推進する。
- 漁港施設の災害復旧が完了後、各漁港施設の老朽化調査を実施し、長寿命化計画を策定することにより機能強化を図る。

■農業水利施設の整備及びハザードマップの作成

- 農業水利施設（排水機場、ため池）について、順次、点検を実施し、地元との合意形成を図り、計画的に改修・補強等を進めるとともに、一定規模以上のため池については、ハザードマップを作成するなどして、災害対応力の強化を図る。
- 農業用水利施設について、老朽化対策として、計画的に点検・診断を実施し、必要な対策を講じることで施設の長寿命化を図る。

■農地・農業水利施設等の保全管理

- 地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を実施するため、多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度に取り組む集落を広げる。
- 大区画ほ場に整備することで、経営感覚に優れた担い手農家に農地を集積し、大型機械等の導入による生産性の向上、農業従事の省力化を図ることで、耕作放棄地の増加を抑制し、農地を保全する。
- 農産物共同利用施設等の機能強化を推進し、施設管理者の業務継続体制の確立を推進する。

■水産業の早期再開（再掲）

- 老朽化対策として漁港施設について個別施設毎の長寿命化計画に基づき、計画的な点検や補修・更新を行い、施設の適切な維持管理を実施する。
- 漁業協同組合等が実施する非常用電源等の共同利用施設の整備に補助することで、漁業協同組合の災害対応力を強化し早期に操業を再開できる体制整備を推進する。
- 緊急物資の受け入れ等、災害時に利用できる漁港施設の機能強化を推進する。

■農林水産業の担い手確保等

- 新たに農林水産業に従事する者や参入する企業などの意欲ある多様な担い手の確保、育成を図り、持続可能な農林水産業に資する取組を推進する。
- 県・J Aと連携しながら新規就農希望者からの就農相談を随時行い、引き続き新規の青年就農者の確保を図る。

■漁港施設の維持管理（再掲）

- 老朽化対策として漁港施設について個別施設毎の長寿命化計画に基づき、計画的な点検や補修・更新を行い、施設の適切な維持管理を実施する。
- 緊急物資の受け入れ等、災害時に利用できる漁港施設の機能強化を推進する。

■リスクシナリオ5－3に対する目標の設定

重要業績指標（K P I）	現状値 （R 6）	目標値 （R12）
新規就農者数（累計）	16人	18人

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通網等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 ライフライン（電気、上下水道、燃料等）の長期間・大規模にわたる機能停止

脆弱性評価

- 発災直後から被災地における医療・福祉機能をはじめ、被災者の生命にかかわる食料や物資等の供給が麻痺、停滞することのないよう、他市町村、医療機関、各種民間企業等との応援協定の強化を図っていく必要がある。（再掲）
- 町立診療所では、自家発電設備が未設置である。（再掲）
- 富来病院の電気設備や給排水設備は経年劣化が進んでおり、災害時に機能不全に陥る可能性があるため、病院機能を維持できるような対策が必要である。（再掲）
- 役場本庁舎は自家発電の燃料にA重油を使用している。（タンク容量6,000リットル、72時間発電可能）（再掲）
- 主要構造物や管路において耐震化や老朽化対策が必要である。（再掲）
- 洪水等による機能不全の危険性に応じた施設の耐水化と業務継続の計画が必要である。（再掲）
- 災害時において生命の維持に欠かせない水を供給する応急給水体制の整備が必要である。（再掲）
- 地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努める必要がある。
- 発災時において電話等による避難や救助連絡、安否連絡などの情報伝達が滞りなく行えるよう対策を講じる必要がある。（再掲）
- 発災時の電力・情報通信の不通を迅速に回復する必要がある。（再掲）
- 建設後50年を経過した道路、トンネルや橋梁について、老朽化対策を推進する必要がある。（再掲）
- 子どもや高齢者をはじめ、全ての人が利用しやすいよう、歩行者や自転車が安全で快適に移動できる道路環境を整備する必要がある。（再掲）
- 町民の生命を守るため、また衛生的な環境を維持するために必要不可欠な上下水道施設について、適切かつ計画的な維持管理が必要である。（再掲）



推進方針

- 災害時応援協定の強化（再掲）
 - 被災地における迅速な救助・救急、医療活動をはじめ、被災者の生命を守り、安全・安心な避難生活の確保及びライフライン等の迅速な復旧・復興が実行されるよう、災害時応援協定の拡充を図る。
 - 応援医療従事者等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援医療従事者等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。
- 医療機関におけるライフラインの確保（再掲）
 - 施設の改修工事等の整備を推進する。
 - 機能不全に陥った場合の備えとして、飲料水や衛生用品等の備蓄品を確保する。

■石油等の燃料確保（再掲）

- 災害発生時にも役場本庁舎の電源を確保するため、自家発電の燃料となるA重油を十分確保する。

■上下水道施設の耐震化等（再掲）

- 耐震化や老朽化更新は経営戦略等に基づき計画的に推進する。
- ハザードマップ等による浸水想定に基づき、施設の耐水化を推進する。
- あらゆる危険性に備え、業務継続計画（BCP）を策定更新し、必要な対策を推進する。

■給水対策の強化（再掲）

- 各種資機材の整備等による応急給水体制の整備や広域的な応援体制の構築を図る。

■電力・通信事業者との連携強化（再掲）

- 電力・情報通信事業者等と連携し、臨時の携帯電話基地局や特設公衆電話等の活用による情報伝達について訓練を実施するなど、情報伝達体制の強化を図る。
- 発災時の電力・情報通信の不通を迅速に回復するため、電力・情報通信事業者との情報共有体制の強化を図る。

■緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築（再掲）

- 人口減少時代を見据え、必要性や優先度を見極めながら、本町の道路網の整備を推進する。
- 道路を住民が安心して利用し続けることができるよう、適切な点検による現状確認や必要に応じて適切な長寿命化対策を推進する。
- 令和6年能登半島地震により被災した施設の早期復旧を行う。

■上下水道施設の維持管理（再掲）

- 上下水道施設について、ストックマネジメント計画等に基づく計画的な維持管理・更新を推進する。

■リスクシナリオ6-1に対する目標の設定

重要業績指標（KPI）	現状値（R6）	目標値（R12）
歩道カラー舗装化延長	2,574m	5,724m
上下水道業務継続計画（再掲）	一部策定	策定済
配水池耐震化率（※上水道有効容量ベース）（再掲） （耐震化配水池÷総配水池×100）	44%	62%
水道基幹管路耐震化率（再掲） （耐震適合基幹管路÷総基幹管路×100）	13%	17%

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通網等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-2 基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止

脆弱性評価

- 建設後50年を経過した道路、トンネルや橋梁について、老朽化対策を推進する必要がある。(再掲)
- 子どもや高齢者をはじめ、全ての人が利用しやすいよう、歩行者や自転車が安全で快適に移動できる道路環境を整備する必要がある。(再掲)
- 救急活動や支援物資等の輸送を担う緊急輸送道路など信頼性の高い道路ネットワークを構築することが防災・減災の観点からも必要である。(再掲)
- 現在、整備されている漁港施設の大半が老朽化しているため、老朽化および更新時期の管理を体系的に捉えた長寿命化計画を策定し、その計画に基づいて対策工事を実施する必要がある。(再掲)
- 災害発生に伴い、水産物の供給に支障が生じる恐れがあることから、早期の再開に向けた対応を行う必要がある。(再掲)
- 大規模災害発生時においても、生産・物流拠点としての機能を確保するためにも漁港施設の機能強化が必要である。
- 大規模災害発生時において、海から食料等緊急物資の受入れができるよう耐震化を含めた漁港施設の機能強化が必要である。(再掲)
- 冬期間における生活道路交通の確保、及び住民生活の安定と町の産業振興を図るため除雪体制を維持する必要がある。(再掲)
- 海岸護岸の多くは昭和30年代以降に整備されたものであり、老朽化した施設が急増することが予想されるため、計画的に維持管理を行う必要がある。(再掲)
- 橋梁やトンネル等の道路施設の老朽化対策について、維持補修等必要な取組を進めているが、道路ネットワークを確実に確保するため、引き続き、長寿命化計画等に基づき、計画的な点検や更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。(再掲)



推進方針

- 緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築 (再掲)
 - 人口減少時代を見据え、必要性や優先度を見極めながら、本町の道路網の整備を推進する。
 - 道路を住民が安心して利用し続けることができるよう、適切な点検による現状確認や必要に応じて適切な長寿命化対策を推進する。
 - 令和6年能登半島地震により被災した施設の早期復旧を行う。
- 緊急輸送路の防災・減災対策 (再掲)
 - 主要道路や地域交通ネットワーク機能を補完する道路整備を推進する。
 - 緊急輸送道路において、橋梁の耐震補強や道路法面の落石対策等を推進する。
 - 令和6年能登半島地震により被災した施設の早期復旧を行う。

■ 漁港の災害対応力の強化（再掲）

- 老朽化対策として漁港施設については、個別施設毎の長寿命化計画に基づき、計画的な点検や補修・更新を行い、施設の適切な維持管理を実施する。
- 漁業協同組合等が実施する非常用電源等の共同利用施設の整備に補助することで、漁業協同組合の災害対応力を強化し早期に操業を再開できる体制整備を推進する。
- 緊急物資の受け入れ等、災害時に利用できる漁港施設の機能強化を推進する。
- 漁港施設の災害復旧が完了後、各漁港施設の老朽化調査を実施し、長寿命化計画を策定することにより機能強化を図る。

■ 大雪に必要な除雪体制の確保（再掲）

- 通学路をはじめとした生活道路の機能性・安全性の向上を図るため、消融雪施設の整備を推進する。
- 除雪機械の計画的な更新を図るとともに、民間の除雪業者の支援を継続的に行うなど、大雪に必要な除雪体制を確保する。
- 消融雪施設の整備や老朽化した施設の更新を図り、冬期間の道路交通を確保する。

■ 水産業の早期再開（再掲）

- 老朽化対策として漁港施設について個別施設毎の長寿命化計画に基づき、計画的な点検や補修・更新を行い、施設の適切な維持管理を実施する。
- 漁業協同組合等が実施する非常用電源等の共同利用施設の整備に補助することで、漁業協同組合の災害対応力を強化し早期に操業を再開できる体制整備を推進する。
- 緊急物資の受け入れ等、災害時に利用できる漁港施設の機能強化を推進する。

■ 漁港施設の維持管理（再掲）

- 老朽化対策として漁港施設について個別施設毎の長寿命化計画に基づき、計画的な点検や補修・更新を行い、施設の適切な維持管理を実施する。
- 緊急物資の受け入れ等、災害時に利用できる漁港施設の機能強化を推進する。

■ 海岸保全施設の計画的維持管理（再掲）

- 町が管理する漁港海岸保全施設について、長寿命化計画を策定し、計画的に維持管理を行い、津波等による浸水被害等の防止・軽減を図る。

■ 道路施設の維持管理（再掲）

- 橋梁やトンネル等の道路施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき、計画的な点検や補修・更新を行い、施設の適切な維持管理を実施する。

■ リスクシナリオ6－2に対する目標の設定

重要業績指標（KPI）	現状値 （R6）	目標値 （R12）
都市計画道路整備率（再掲）	49.0%	50.0%
町道の改良率（再掲）	47.5%	47.5%
漁港海岸保全施設長寿命化計画の策定（再掲）	未策定	策定済

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通網等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6－3 暴風雪や豪雪等に伴い地域交通ネットワークが分断する事態

脆弱性評価

- 冬期間における生活道路交通の確保、及び住民生活の安定と町の産業振興を図るため除雪体制を維持する必要がある。（再掲）



推進方針

- 大雪に必要な除雪体制の確保（再掲）
 - 通学路をはじめとした生活道路の機能性・安全性の向上を図るため、消融雪施設の整備を推進する。
 - 除雪機械の計画的な更新を図るとともに、民間の除雪業者の支援を継続的に行うなど、大雪に必要な除雪体制を確保する。
 - 消融雪施設の整備や老朽化した施設の更新を図り、冬期間の道路交通を確保する。

■リスクシナリオ6－3に対する目標の設定

重要業績指標（KPI）	現状値 （R6）	目標値 （R12）
融雪施設の整備延長（再掲）	13,854km	14,500km

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通網等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-4 防災インフラの長期間にわたる機能不全

脆弱性評価

- 被災した場合に経済活動及び住民生活等への影響が大きい農業水利施設（排水機場、ため池）について、計画的に改修・補強等を行う必要がある。また、ため池の整備には、地元の合意形成など、時間を要することから、ソフト対策と並行して災害対応力の強化を図る必要がある。（再掲）
- 食料生産に係る農業水利施設については、老朽化が進行している施設も多くあることから、長寿命化対策を推進する必要がある。（再掲）
- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理が必要である。（再掲）
- 当町の多くの水田は、小区画で機械作業の効率が悪く、農道の幅員も狭いため、農作業に多大な労力を要するとともに、生産性も低いことから、耕作放棄地の増加や将来の後継者不足が懸念されている。（再掲）
- 農林水産業に係る生産・流通等の関係事業所・共同利用施設については、食料の安定供給の重要な施設であることから、災害対応力強化に向けたハード対策とソフト対策を推進する必要がある。（再掲）
- 海岸護岸の多くは昭和30年代以降に整備されたものであり、老朽化した施設が急増することが予想されるため、計画的に維持管理を行う必要がある。（再掲）
- 富来（増穂浦）では、近年、海岸浸食が顕著となっている。（再掲）
- 未改修河川においては、増水による被害が各所で発生する局地的な豪雨の増加に伴い、浸水被害が多発している。（再掲）
- 浸水被害の多い標高が低い地域や、浸水被害実績の多い河川等の改修を行い、ハード対策を実施するとともに、ソフト対策の充実を図る必要がある。（再掲）
- ため池の老朽化が進行しており、整備が必要である。（再掲）



推進方針

- 農業水利施設の整備及びハザードマップの作成（再掲）
 - 農業水利施設（排水機場、ため池）について、順次、点検を実施し、地元との合意形成を図り、計画的に改修・補強等を進めるとともに、一定規模以上のため池については、ハザードマップを作成するなどして、災害対応力の強化を図る。
 - 農業用水利施設について、老朽化対策として、計画的に点検・診断を実施し、必要な対策を講じることで施設の長寿命化を図る。

■農地・農業水利施設等の保全管理（再掲）

- 地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を実施するため、多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度に取り組む集落を広げる。
- 大区画ほ場に整備することで、経営感覚に優れた担い手農家に農地を集積し、大型機械等の導入による生産性の向上、農業従事の省力化を図ることで、耕作放棄地の増加を抑制し、農地を保全する。
- 農産物共同利用施設等の機能強化を推進し、施設管理者の業務継続体制の確立を推進する。

■河川管理施設・海岸保全施設の整備（再掲）

- 海岸保全では、海岸侵食の防止や、波の穏やかな美しい海域の維持に取り組む。
- 二級河川の改修や即効性がある河川の堆積土砂の除去を推進する。

■総合的な治水対策（再掲）

- 浸水被害の実績が多い河川や市街地を流下する河川等について、改修を行い、ハード対策を実施する。
- 水害ハザードマップを作成し、浸水被害を軽減するための対策を推進する。

■ため池の整備（再掲）

- ため池整備事業等により、ほ場への安定的な水源確保を図るとともに、防災機能の強化を図る。

■河川管理施設・海岸保全施設の維持管理（再掲）

- 海岸保全施設について、長寿命化計画を策定し、計画的に維持管理を行う。
- 河川管理施設について、計画的に維持管理を行う。
- 令和6年能登半島地震により被災した施設の早期復旧を行う。

■リスクシナリオ6－4に対する目標の設定

重要業績指標（KPI）	現状値（R6）	目標値（R12）
漁港海岸保全施設長寿命化計画の策定（再掲）	未策定	策定済

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

脆弱性評価

- 災害発生時に迅速かつ的確に消火・救急・救助活動が地域ごとに行えるよう、消防組織の充実強化などによる全町的な消防力の向上が必要である。(再掲)
- 今後、団員数や担い手世代の減少、社会経済情勢の変化など、消防団を取り巻く環境は変化していくと見込まれる。よって、消防団の活動を持続可能にするためには、新たな体制づくりの検討が必要となる。(再掲)
- 発災直後から被災地における医療・福祉機能をはじめ、被災者の生命にかかわる食料や物資等の供給が麻痺、停滞することのないよう、他市町村、医療機関、各種民間企業等との応援協定の強化を図っていく必要がある。(再掲)
- 木造住宅の所有者に対して木造住宅の耐震診断及び改修の促進を図り、震災に強いまちづくりの推進が必要である。(再掲)
- 空き家の増加に伴い、防犯・防災上や景観上の観点から、緊急に対応すべき危険度の高い物件については、適正な管理が必要である。(再掲)
- 公共施設の耐震化率は、新耐震基準で建築された施設は約82%となっているが、旧耐震基準で耐震改修が未実施の施設が8.2%となっており、それらの耐震化が必要である。(再掲)
- 避難場所となる公園の整備、安全に避難できる避難路の確保など、都市の防災機能の向上が必要である。(再掲)
- 災害ボランティア等の人材育成や、自主防災組織の強化等地域の防災力の向上を図る必要がある。(再掲)
- 災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊など各関係機関との連携を推進するとともに、相互に連携した実践的な訓練を実施する必要がある。(再掲)



推進方針

- 消防団の充実強化及び消防力の整備充実 (再掲)
 - 消防団の消火活動に必要な設備等の整備を行うなど、消防団の機能強化を図る。
 - 多様化する災害を受け、女性消防団員を登用し、女性ならではの視点や考えを取り入れることで消防力の向上を図る。
 - 定数の見直しや組織の再編、活動内容の見直しなど、時代に即した柔軟な対応を図る。
- 災害時応援協定の強化 (再掲)
 - 被災地における迅速な救助・救急、医療活動をはじめ、被災者の生命を守り、安全・安心な避難生活の確保及びライフライン等の迅速な復旧・復興が実行されるよう、災害時応援協定の拡充を図る。
 - 応援医療従事者等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援医療従事者等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

■住宅・建築物の耐震化等（再掲）

- 昭和56年5月31日以前の既存木造建築物における簡易耐震診断に対して助成する。
- 耐震診断の結果、耐震性がない既存建築物の耐震設計費用や耐震改修工事費に対して補助金を交付する。
- 令和6年能登半島地震による耐震診断・耐震設計・耐震改修工事の補助制度を広く周知し、住宅の倒壊の危険性を軽減する。

■空き家対策（再掲）

- 老朽化が進み放置されている空き家等について、空き家情報の登録と周知を行い、適正管理を促す。

■公共施設等の耐震化（再掲）

- 耐震基準を満たしていない公共施設は耐震補強等をして維持するか、取り壊しを行う。

■市街地整備（再掲）

- 市街地における交通環境を向上させ、良好な市街地形成を図るため、都市計画道路の整備を推進する。
- 都市拠点の中心市街地では、道路・公共交通、公園、下水道、防災施設などの都市基盤の整備を推進する。
- 災害時に一時避難場所となる都市公園について、施設の計画的な修繕・更新を推進する。
- 都市公園のトイレについて、災害時でも使えるオフグリッド化を検討する。

■防災人材の育成及び自主防災組織の強化（再掲）

- 地域の防災力を高めるため、災害ボランティア等の育成、スキルアップとともに、自主防災組織のリーダーとなる防災士の育成を図る。
- 各市町の自主防災組織や防災士会が相互に連携できるような関係の構築を支援するよう努める。

■防災関連機関との連携強化（再掲）

- 応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊、ライフライン事業者など各関係機関との連携を推進するとともに、相互に連携した実践的な訓練を実施する。

■リスクシナリオ7-1に対する目標の設定

重要業績指標（KPI）	現状値（R6）	目標値（R12）
消防団員数（再掲）	283人	270人
簡易耐震診断実施数（累計）（再掲）	52件	55件
耐震改修補助金交付件数（累計）（再掲）	10件	12件
都市計画道路整備率（再掲）	49.0%	50.0%
防災士登録者総数（再掲）	336人	390人
自主防災組織総数（再掲）	40組織	50組織

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-2 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全による多数の死傷者の発生

脆弱性評価

- 被災した場合に経済活動及び住民生活等への影響が大きい農業水利施設（排水機場、ため池）について、計画的に改修・補強等を行う必要がある。また、ため池の整備には、地元の合意形成など、時間を要することから、ソフト対策と並行して災害対応力の強化を図る必要がある。（再掲）
- 食料生産に係る農業水利施設については、老朽化が進行している施設も多くあることから、長寿命化対策を推進する必要がある。（再掲）
- 海岸護岸の多くは昭和30年代以降に整備されたものであり、老朽化した施設が急増することが予想されるため、計画的に維持管理を行う必要がある。（再掲）
- 富来（増穂浦）では、近年、海岸浸食が顕著となっている。（再掲）
- 未改修河川においては、増水による被害が各所で発生する局地的な豪雨の増加に伴い、浸水被害が多発している。（再掲）
- 浸水被害の多い標高が低い地域や、浸水被害実績の多い河川等の改修を行い、ハード対策を実施するとともに、ソフト対策の充実を図る必要がある。（再掲）
- 土砂災害の恐れがある地域について、緊急性の高い箇所から優先的に整備を進める必要がある。（再掲）
- ため池の老朽化が進行しており、整備が必要である。（再掲）



推進方針

- 農業水利施設の整備及びハザードマップの作成（再掲）
 - 農業水利施設（排水機場、ため池）について、順次、点検を実施し、地元との合意形成を図り、計画的に改修・補強等を進めるとともに、一定規模以上のため池については、ハザードマップを作成するなどして、災害対応力の強化を図る。
 - 農業用水利施設について、老朽化対策として、計画的に点検・診断を実施し、必要な対策を講じることで施設の長寿命化を図る。
- 河川管理施設・海岸保全施設の整備（再掲）
 - 海岸保全では、海岸浸食の防止や、波の穏やかな美しい海域の維持に取り組む。
 - 二級河川の改修や即効性がある河川の堆積土砂の除去を推進する。
- 総合的な治水対策（再掲）
 - 浸水被害の実績が多い河川や市街地を流下する河川等について、改修を行い、ハード対策を実施する。
 - 水害ハザードマップを作成し、浸水被害を軽減するための対策を推進する。

■総合的な土砂災害対策（再掲）

- 自然災害による被害を最小限に抑え、住民の安全・安心な生活を守るため、自然環境に配慮しつつ、急傾斜地等における土砂災害対策を推進する。
- 避難路や緊急輸送道路、要配慮者利用施設がある土砂災害警戒区域等において、優先的にハード整備を推進する。
- 防災拠点の機能を確保するため、拠点となる公共施設等及びその周辺において、土砂災害対策を推進する。

■ため池の整備（再掲）

- ため池整備事業等により、ほ場への安定的な水源確保を図るとともに、防災機能の強化を図る。

■河川管理施設・海岸保全施設の維持管理（再掲）

- 海岸保全施設について、長寿命化計画を策定し、計画的に維持管理を行う。
- 河川管理施設について、計画的に維持管理を行う。
- 令和6年能登半島地震により被災した施設の早期復旧を行う。

■リスクシナリオ7-2に対する目標の設定

重要業績指標（KPI）	現状値 （R6）	目標値 （R12）
浚渫河川数（再掲）	30	45

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-3 有害化学物質の大規模拡散・流出による町土の荒廃

脆弱性評価

- 大規模自然災害により原子力災害が発生し放射性物質が放出された場合、町民等の被ばくをできるだけ低減するために適切な対策や避難行動を実施する必要がある。
- PCB廃棄物の処分期限は、高濃度PCB廃棄物の大型変圧器・大型コンデンサー等が令和4年3月末まで、安定器及び汚染物等が令和5年3月末まで、低濃度PCB廃棄物は令和9年3月末までと定められており、保管事業者への県の指導や啓発に関し、町として協力する必要がある。
- 石綿の使用状況調査の未実施施設については、目視、設計図書等による調査を実施し、必要があれば、ばく露防止措置を講ずる必要がある。
- 解体施設の設計前に石綿含有の有無を調査している。



推進方針

- 地域防災計画（原子力防災計画編）の適切な運用
 - 町地域防災計画（原子力防災計画編）や原子力災害避難計画等に基づき、適切な対策や避難行動を実施する。また、国の原子力災害対策指針等の見直しが行われた場合には、適宜見直しを行う。
- PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の適正処理
 - 保管中のPCB廃棄物の漏洩等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、PCB廃棄物の適正な保管や早期の処分に係る啓発を実施する。
- 石綿飛散防止対策
 - 解体建築物等からの適切な石綿除去作業が実施されるよう、石綿の飛散防止対策を徹底する。
 - 早急に除去作業ができない場合は、立入り禁止等ばく露を防ぐ応急措置を講ずる。

■リスクシナリオ7-3に対する目標の設定

重要業績指標（KPI）	現状値（R6）	目標値（R12）
地域防災計画の見直し	未実施	見直し済

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-4 農地・森林等の被害による町土の荒廃

脆弱性評価

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理が必要である。(再掲)
- 当町の多くの水田は、小区画で機械作業の効率が悪く、農道の幅員も狭いため、農作業に多大な労力を要するとともに、生産性も低いことから、耕作放棄地の増加や将来の後継者不足が懸念されている。
- 農林水産業に係る生産・流通等の関係事業所・共同利用施設については食料の安定供給の重要な施設であることから災害対応力強化に向けたハード対策とソフト対策を推進する必要がある。(再掲)
- 人工林の半数が一般的な主伐期である50年を超えており、森林が荒廃し、台風・豪雨による土砂災害等で多大な被害を受ける恐れがあるため、資源を有効活用すると同時に、循環利用に向けて計画的に再造林することが必要である。(再掲)
- 農林業の従事者が減少していることから、農地・森林等の荒廃による被害拡大を防ぐため、新たな担い手の確保・育成に取り組む必要がある。
- 浸水被害の多い標高が低い地域や、浸水被害実績の多い河川等の改修を行い、ハード対策を実施するとともに、ソフト対策の充実を図る必要がある。(再掲)
- 土砂災害の恐れがある地域について、緊急性の高い箇所から優先的に整備を進める必要がある。(再掲)
- ため池の老朽化が進行しており、整備が必要である。(再掲)



推進方針

■農地・農業水利施設等の保全管理（再掲）

- 地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を実施するため、多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度に取り組む集落を広げる。
- 大区画ほ場に整備することで、経営感覚に優れた担い手農家に農地を集積し、大型機械等の導入による生産性の向上、農業従事の省力化を図ることで、耕作放棄地の増加を抑制し、農地を保全する。
- 農産物共同利用施設等の機能強化を推進し、施設管理者の業務継続体制の確立を推進する。

■災害に強い森林づくり（再掲）

- 森林の多面的機能の持続可能な発揮を図るため、人工林の針広混交林化や間伐、製材等の需要拡大による森林資源の利活用や低コストで安定的な県産材供給体制の整備を図る。
- 鳥獣害対策の徹底を通じて、森林の整備を計画的に推進し、豊かな森づくりと健全な森林の維持を図る。
- 災害に強い森林づくりの推進等にあたっては、「志賀町森林環境譲与税基金」等を有効に活用しながら実施する。

■ 農林業の担い手確保等

- 農地・林地等の荒廃による被害拡大を防ぐため、新たに農林業に従事する者や農業参入する企業などの意欲ある多様な担い手の確保、育成を図り、持続可能な農林業に資する取組を推進する。

■ 総合的な治水対策（再掲）

- 浸水被害の実績が多い河川や市街地を流下する河川等について、改修を行い、ハード対策を実施する。
- 水害ハザードマップを作成し、浸水被害を軽減するための対策を推進する。

■ 総合的な土砂災害対策（再掲）

- 自然災害による被害を最小限に抑え、住民の安全・安心な生活を守るため、自然環境に配慮しつつ、急傾斜地等における土砂災害対策を推進する。
- 避難路や緊急輸送道路、要配慮者利用施設がある土砂災害警戒区域等において、優先的にハード整備を推進する。
- 防災拠点の機能を確保するため、拠点となる公共施設等及びその周辺において、土砂災害対策を推進する。

■ ため池の整備（再掲）

- ため池整備事業等により、ほ場への安定的な水源確保を図るとともに、防災機能の強化を図る。

■ リスクシナリオ 7-4 に対する目標の設定

重要業績指標（KPI）	現状値（R6）	目標値（R12）
人工林間伐量（*）（再掲）	1.2ha	10.0ha
浚渫河川数（再掲）	30	46
新規就農者数（累計）（再掲）	16人	18人
ほ場整備率（30a 程度区画以上）	75.0%	76.0%

（*）森林環境譲与税を活用したもの

8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価

- 発災直後から被災地における医療・福祉機能をはじめ、被災者の生命にかかわる食料や物資等の供給が麻痺、停滞することのないよう、他市町村、医療機関、各種民間企業等との応援協定の強化を図っていく必要がある。（再掲）
- 広範囲に及ぶ自然災害などでは災害廃棄物の大量発生が予想されることから、迅速にそれらの廃棄物を集積、処理し、被災者の支援及び被災地域の復旧を図ることが必要である。



推進方針

■災害時応援協定の強化（再掲）

- 被災地における迅速な救助・救急、医療活動をはじめ、被災者の生命を守り、安全・安心な避難生活の確保及びライフライン等の迅速な復旧・復興が実行されるよう、災害時応援協定の拡充を図る。
- 応援医療従事者等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援医療従事者等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

■災害廃棄物対策

- 「災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理体制の構築を図る。

■リスクシナリオ8-1に対する目標の設定

重要業績指標（KPI）	現状値（R6）	目標値（R12）
災害廃棄物処理計画の策定	策定済	計画見直し

8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-2 災害対応・復旧復興等を支える人材等の不足等、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

脆弱性評価

- 被災地では多種多様の人的支援が求められることから、ボランティア活動が安全かつ円滑に行われ、効果的かつ継続的な支援が可能となる環境整備が必要である。
- 農林水産業の従事者が減少していることから、地域の産業の新たな担い手の確保・育成に取り組む必要がある。(再掲)
- 県・J Aと連携し、新規就農者の能力を見極めた上で、経営計画の作成や農地の確保等、課題となる問題の解消に向けた支援が必要である。(再掲)
- ひとたび災害が発生すれば、行政による支援が隅々まで行き渡るにはある程度の時間がかかるため、自分の身は自分で守る「自助」や住民同士が助け合う「共助」といった地域での取組を推進していく必要がある。(再掲)
- 地域内における速やかな避難等を図るため、適切な避難誘導を行える人材の育成をはじめ、地域の防災力を高めるための体制づくりが必要である。(再掲)
- 発災後の被災地では各種人的支援が求められることから、ボランティア活動が安全かつ円滑に行われ、効果的かつ継続的な支援が可能となる環境整備が必要である。(再掲)
- 災害ボランティア等の人材育成や、自主防災組織の強化等地域の防災力の向上を図る必要がある。(再掲)
- 被災地では多種多様の人的支援が求められることから、ボランティア活動が安全かつ円滑に行われ、効果的かつ継続的な支援が可能となる環境整備が必要である。(再掲)
- 建設産業では、技能労働者の高齢化や若年入職者の減少により、将来にわたる担い手不足が課題となっており、社会資本の整備や除雪・災害時の対応など地域の安全・安心の確保に懸念が生じていることから、業界団体と行政とが連携して、担い手の確保・育成に取り組む必要がある。



推進方針

■災害ボランティアの活動環境の整備

- 被災時のボランティア活動が安全かつ円滑に行われるよう、関係機関と連携を取りながらボランティアの活動環境を整備する。

■農林水産業の担い手確保等（再掲）

- 新たに農林水産業に従事する者や農業参入する企業などの意欲ある多様な担い手の確保、育成を図り、持続可能な農林水産業に資する取組を推進する。
- 県・J Aと連携しながら新規就農希望者からの就農相談を随時行い、引き続き新規の青年就農者の確保を図る。

■町民一人ひとりの災害対応力・自助力及び共助力の向上（再掲）

- 防災訓練の実施や、防災活動アドバイザーの活用、さらには、県内外で発生した過去の大規模災害の教訓を伝承していくことにより、町民一人ひとりの災害対応力・自助力及び共助力を向上する。

■防災人材の育成及び自主防災組織の強化（再掲）

- 地域の防災力を高めるため、災害ボランティア等の育成、スキルアップとともに、自主防災組織のリーダーとなる防災士の育成を図る。
- 各市町の自主防災組織や防災士会が相互に連携できるような関係の構築を支援するよう努める。

■建設産業の担い手確保・育成

- 復旧・復興において重要な役割を持つ建設産業の担い手の確保・育成を図るため、業界団体と行政が連携して、建設産業の魅力発信や就労環境の改善等に取り組む。

■リスクシナリオ 8－2 に対する目標の設定

重要業績指標（K P I）	現状値 （R 6）	目標値 （R12）
新規就農者数（累計）（再掲）	16人	18人
防災士登録者総数（再掲）	336人	390人
自主防災組織総数（再掲）	40組織	50組織

8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

脆弱性評価

- 貴重な文化財を適切に保存・継承するため、文化財建造物等の防災・防犯対策の徹底を図る必要がある。
- 自然環境の持つ防災・減災機能等の多面的機能が持続的に発揮されるよう、災害に強い森林づくりや自然公園等施設の整備・長寿命化対策を推進する必要がある。



推進方針

■文化財の耐震化及び防災設備の充実

- 貴重な文化財を適切に保存・継承するため、文化財建築物等の耐震化及び防災・防犯設備等を推進する。
- 防災設備として、火災報知器の設置を推進する。
- 文化財の所有者・保管場所・価値等のデータベース化や、3Dスキャン等によるデジタルアーカイブ化の検討に努める。

■環境保全の推進

- 自然環境の持つ防災・減災機能等の多面的機能が持続的に発揮されるよう、災害に強い森林づくりや自然公園等施設の整備・長寿命化対策を推進する。

重要業績指標（KPI）	現状値 （R6）	目標値 （R12）
文化財の耐震化及び防火設備の整備	0件	2件

8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価

- 応急仮設住宅について、災害後の迅速な供給体制を維持する必要がある。
- 志賀地域は平成22年度でほぼ調査を完了(進捗率:98.41%)したが、一部の地区は未調査となっている。現在は富来地域の調査(進捗率:85.94%)を行っているが、令和6年能登半島地震による地殻変動により、国土地理院が富来地域の一部にて基準点の公表を停止しているため、今後は三角点や変換パラメータ等の局所的な変動について、測量成果の再検証や修正等が必要となり、現状ベースで調査を進めても富来地域の調査が完了するまでには約15年近くの期間を要するものと思われる。
- 被災した公共土木施設への応急復旧体制の強化を進めるため、建設業者及び舗装業者等との連携により、迅速かつ適切な機能の維持及び回復を図る体制を整備する必要がある。
- 建設産業では、技能労働者の高齢化や若年入職者の減少により、将来にわたる担い手不足が課題となっており、社会資本の整備や除雪・災害時の対応など地域の安全・安心の確保に懸念が生じていることから、業界団体と行政とが連携して、担い手の確保・育成に取り組む必要がある。(再掲)



推進方針

■ 応急仮設施設の迅速な供給

- 応急仮設住宅について、県と連携し、想定必要戸数に応じた建設候補地を確保するとともに、協定締結団体と平時より連携するなど、災害時の迅速な供給体制を確保する。

■ 地籍調査の実施

- 地籍調査では、旧公図を修正し、座標値を持った正確な地籍図に更新している。
これにより、土地取引の円滑化だけでなく、災害からの迅速な復旧、公共事業の円滑化を図れる事業である。
現在は、過疎化、高齢化に加え、令和6年能登半島地震に伴う住居の公費解体等により、宅地はもとより耕地も荒廃し、調査困難地が増加する中、進捗が遅延するほど土地境界に必要な人証や物証が失われ、更に調査が困難な状態となっている。そのため、早期に地籍調査が完了するよう国の実施計画による予算措置や現地調査にあたる町職員配置等も鑑みながら、国土調査事業10箇年計画に基づく地籍調査事業を実施していく。

■ 建設業者等との応急復旧体制の強化

- 建設業者及び舗装業者等との連携を強化し、大規模自然災害発生後であっても、迅速に応急工事等が行えるよう、平時から応急復旧体制の構築を促進する。

■ 建設産業の担い手確保・育成(再掲)

- 復旧・復興において重要な役割を持つ建設産業の担い手の確保・育成を図るため、業界団体と行政が連携して、建設産業の魅力発信や就労環境の改善等に取り組む。

リスクシナリオ 8－4 に対する目標の設定

重要業績指標（K P I）	現状値 （R 6）	目標値 （R12）
地籍調査事業進捗率（計画比）	93.7%	96.9%

8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-5 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による町内経済等への甚大な影響

脆弱性評価

- 燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応措置を講ずる必要がある。（再掲）
- 平常時から取引先とのサプライチェーンの確保等を図る必要がある。（再掲）
- 事業者にとって、大規模自然災害等は稀頻度ながら一旦生ずれば事業継続が危ぶまれるほどの重大な影響を及ぼすものとなる。その影響を可能な限り小さくするために事業継続計画の策定を促し、これを踏まえたソフト面・ハード面の備えの実施やそれらによりカバーできないリスクへの備えとしての損害保険の活用を求めていくことが必要である。（再掲）
- 町公式LINE、HP、メール、SNS等を通じて公式情報として発信していく。（それ以外の情報は信頼性のない情報になる。）（再掲）



推進方針

- 商業・観光における災害対応（再掲）
 - 地域防災計画に基づき、燃料、電力等重要なライフラインの供給不足により、防災・災害対応に必要な通信インフラが麻痺・機能停止に陥らない対策を構築する。
 - 事業所等における備蓄を促進する。また、観光事業者の防災意識の向上を図り、災害復旧に速やかに対応できる体制整備を支援する。
- 事業継続計画（BCP）の策定（再掲）
 - 事業継続計画策定等の災害に対する事前対策を講じることは、事業者には一定のコスト負担を伴うものであるが、長期的には事業者にメリットをもたらすものであることから、企業に対し事業継続計画（BCP）の策定を促していく。
- 風評被害を防止する情報発信（再掲）
 - 公式な情報は公式LINE、LINE、HP、メール、SNS等から発信されることを平時から周知を行う。

第5章 計画の推進

1 優先的に取り組む施策

限られた資源で効率的・効果的に「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた、より安全・安心な志賀町の国土強靱化を推進するためには、各種施策の優先順位を明確にして、優先順位の高い施策を重点的に進める必要があります。

令和6年能登半島地震等の教訓を踏まえ、住民の皆様への防災教育や訓練を定期的実施することが不可欠であり、地域住民の参加を促進するための多様な防災ワークショップやシミュレーション訓練を開催し、自助と共助の意識を高めます。このような取り組みを通じて、住民の防災意識を向上させ、地震発生後の迅速な対応を可能にする体制を整えます。

次に、インフラの強化が必要です。老朽化した公共施設やインフラが地震に弱いことは明白です。橋梁やトンネル、上下水道といった基幹インフラの補強・改修工事を計画し、耐震性の向上を図ります。

さらに、地域の交通ネットワークの見直しも重要な要素であり、地震発生時には情報伝達や避難経路の確保が鍵となります。地域内の交通網を整理・強化し、避難所へのアクセスを円滑にすることで、災害時の混乱を最小限に留めることが可能です。また、災害時における交通情報提供の仕組みを整備し、住民に必要な情報を素早く届けることができるようにします。

これらの具体的な事項を本計画における優先的に取り組む施策として、設定した8つの事前に備えるべき目標に対応すべく、以下の施策について優先的に取り組むこととします。

事前に備えるべき目標全てに対し、優先的に取り組む施策を位置づけることにより、志賀町の国土強靱化を総合的かつ効果的に実現していくものとします。

各事前に備えるべき目標に対し優先的に取り組む施策を下表に整理します。

表 優先的に取り組む施策

事前に備えるべき目標	優先的に取り組む施策【対応リスクシナリオ】
1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	●住宅・建築物の耐震化等 【1-1】
	●公共施設等の耐震化 【1-1】
	●要配慮者対策(*) 【1-1, 1-4】
	●防災人材の育成及び自主防災組織の強化(*) 【1-1, 1-3, 1-4, 1-5, 1-6】
	●消防団の充実強化及び消防力の整備充実 【1-2】
	●津波避難体制の整備 【1-3】
	●町民等への災害情報の伝達(*) 【1-3, 1-4, 1-5, 1-6】
	●防災関連機関との連携強化(*) 【1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5, 1-6】

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	●非常用物資の備蓄 【2-1】 ●上下水道施設の耐震化等(*) 【2-1, 2-7】 ●緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築(*) 【2-1, 2-2, 2-3, 2-5】 ●緊急輸送路の防災・減災対策(*) 【2-1, 2-2, 2-3, 2-5】 ●消防団の充実強化及び消防力の整備充実(*) 【2-3】 ●防災人材の育成及び自主防災組織の強化(*) 【2-3】 ●町民等への災害情報の伝達(*) 【2-4】 ●要配慮者対策(*) 【2-5, 2-7】
3 必要不可欠な行政機能を確保する	●緊急輸送路の防災・減災対策(*) 【3-1】 ●防災関連機関との連携強化(*) 【3-1】 ●消防団の充実強化及び消防力の整備充実(*) 【3-2】 ●行政情報通信基盤・情報伝達体制の強化(*) 【3-2】
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	●行政情報通信基盤・情報伝達体制の強化(*) 【4-1, 4-2, 4-3】 ●町民等への災害情報の伝達(*) 【4-1, 4-3】 ●防災人材の育成及び自主防災組織の強化(*) 【4-2, 4-3】
5 経済活動を機能不全に陥らせない	●緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築(*) 【5-1, 5-2, 5-3】 ●緊急輸送路の防災・減災対策(*) 【5-1, 5-2, 5-3】
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通網等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	●上下水道施設の耐震化等(*) 【6-1】 ●緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築(*) 【6-1, 6-2】 ●緊急輸送路の防災・減災対策(*) 【6-2】 ●大雪に必要な除雪体制の確保 【6-2, 6-3】 ●総合的な治水対策 【6-4】
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	●消防団の充実強化及び消防力の整備充実(*) 【7-1】 ●防災人材の育成及び自主防災組織の強化(*) 【7-1】 ●総合的な土砂災害対策 【7-2, 7-4】
8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	●災害廃棄物対策 【8-1】 ●町民一人ひとりの災害対応能力・自助力及び共助力の向上 【8-2】 ●応急仮設施設の迅速な供給 【8-4】

(*) 重複する施策

2 各種施策の推進と進捗管理

本計画に位置づけた各種施策については、「志賀町総合計画」、「志賀町創生総合戦略」、「志賀町地域防災計画」及び関連する分野別計画と連携しながら、計画的かつ着実に取組を推進します。

また、本計画では、毎年度、それぞれの施策について、進捗管理を行うとともに、PDCAサイクルにより、各種施策の実施の効果を検証し、必要に応じて計画の見直しを図っていきます。

加えて、本計画に大きく影響を及ぼす諸計画の改訂、見直し等が行われた場合は、関連する脆弱性評価や推進方針について、必要に応じ適宜見直しを図ります。

